

関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 平成23年6月16日(木)
午後1時20分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|------------------------------|---|-------------|
| (1) 5月 9日(月) | 署との協議会・例会・地域例会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 5月 9日(月) | 支部研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 5月 9日(月) | 支部監事監査 | 於 | 支部事務局 |
| (4) 5月 9日(月) | 支部予算編成会議 | 於 | 支部事務局 |
| (5) 5月 9日(月) | 顧問相談役会議 | 於 | 広川 |
| (6) 5月 9日(月) | 熊谷法人会深谷支部第28回通常総会 | 於 | 新楽 |
| (7) 5月 9日(月) | 支部制度部会 | 於 | 支部事務局 |
| (8) 5月10日(火) | 支部研修部会 | 於 | 支部事務局 |
| (9) 5月13日(金) | 埼玉県税理士協同組合創立45周年記念式典 | 於 | ラフォーレ清水園 |
| (10) 5月16日(月) | 熊谷法人会第28回定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (11) 5月18日(水) | 大里地区租税推進協議会 | | |
| | 於 埼玉県産業技術センター北部研究所3階講堂 | | |
| (12) 5月18日(水) | 支部第1回理事会 | 於 | 日本政策金融公庫 |
| (13) 5月18日(水) | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (14) 5月20日(金) | 支部総務部会 | 於 | 支部事務局 |
| (15) 5月26日(木) | 熊谷商工会議所永年勤続優良従業者・優良自動車運転者表彰式 | | |
| | | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (16) 5月26日(木) | 熊谷税務署管内青色申告会連合会第56回通常総会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (17) 6月 2日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | いづみ寿司 |
| (18) 6月 3日(金) | 熊谷法人会青年部会総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (19) 6月 6日(月) | 正副支部長・地域長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (20) 6月 7日(火) | 県連支部長会・県連理事会 | 於 | 埼玉県税理士会館 |
| (21) 6月 9日(木) | 支部ソフトボール部結成式 | 於 | つがる |
| (22) 6月13日(月) | 熊谷間税会定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (23) 6月13日(月) | 大里地域税政協議会定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (24) 6月16日(木) | 支部総務部・福祉共済部合同部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
 日時 6月16日(木)午後1時20分
 場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部第31回定期総会
 日時 6月16日(木)午後3時30分～
 場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 日本政策金融公庫との金融懇談会
 日時 6月20日(月)午後5時30分～
 場所 矢ない
- (4) 熊谷法人会寄居支部第28回定期総会
 日時 6月21日(火)・22日(水)
 場所 群馬県伊香保「千明仁泉亭」
- (5) 熊谷青色申告会第57回通常代議員総会
 日時 6月21日(火)午後5時00分～
 場所 マロウドイン熊谷
- (6) 本会第60回定期総会
 日時 6月23日(木)午後1時30分～
 場所 パレスホテル大宮
- (7) 正副支部長・地域長会議
 日時 6月30日(木)午後6時00分～
 場所 いづみ寿司

(8) 県連第53回定期総会

日時 7月21日(木)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮

3. その他の協議報告事項

- (1) 適用額明細書の記載の手引(抜粋)－国税庁ホームページ参照
- (2) 震災特例法4月27日施行－国税庁ホームページ参照

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
- (2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
- (3) 熊谷支部各部会情報
- (4) その他

義援金の御礼

このたびの義援金の募集につきましては、会員各位のご協力に深く感謝いたします。
尚、義援金の募集は6月16日(木)をもって終了し、集計の後に本会へ送金いたしますので
宜しくお願いします。
送金した義援金額等につきましては7月例会時にご報告いたしますので併せて宜しくお願いします。

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等
入会

秋池正江(平成23年4月30日 上尾支部より転入 女性部・福祉共済部)
〒366-0810 深谷市宿根499-2
TEL 048-598-8260 FAX 048-598-8261

高橋幸一(平成23年5月9日 東京税理士会より転入 青年部・福祉共済部)
〒366-0027 深谷市天神町2-50 高橋信雄税理士事務所
TEL 048-572-3489 FAX 048-573-1345

6. 次回例会予定

日時 7月7日(木) 午前9時30分～支部例会・地域例会・関係機関との協議会
場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午前9時10 熊谷駅南口・熊谷市役所発

平成 23 年 6 月 16 日 (木)
午 後 3 時 00 分
ホテル ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 熊谷県税事務所長あいさつ

4 税務署からの協議会連絡事項等

(1) e-Tax の普及・拡大について

(総務課)

(2) 関与先名簿等の提出について

(総務課)

平成 23 年 4 月 27 日付けでお願いしました「関与先名簿等の提出について」は、6 月 10 日 (金) を期限とさせていただきましたが、ご提出されていない方に対し、再度、ご提出のお願い文書を発送させていただきますので、ご協力をお願いします。

(3) 税務職員 (Ⅲ種) 採用試験について

(総務課)

受験資格：平成 2 年 4 月 2 日～平成 6 年 4 月 1 日生まれの者

受付期間：平成 23 年 6 月 21 日 (火)～6 月 28 日 (火) まで (土・日は除く。)

試験日：平成 23 年 9 月 4 日 (日)

その他、詳細は別紙 1 のとおり。

(4) 平成 23 年分予定納税額の通知について (管理運営部門)

①通知書発送予定日 平成 23 年 6 月 14 日 (火)

②納期限及び振替日

第一期分 平成 23 年 8 月 1 日 (月)

第二期分 平成 23 年 11 月 30 日 (水)

③減額承認申請書の提出期限

第一期分 平成 23 年 7 月 15 日 (金)

第二期分 平成 23 年 11 月 15 日 (火)

※本年は、局一括発送予定です。

(5) 財産及び債務の明細書の未提出者に対する提出依頼について (個人課税部門)

(6) 東日本大震災により被害を受けた場合の所得税関係の取扱いについて

(個人課税部門)

別紙 2 のとおり

(7) 適用額明細書について

(法人課税部門)

平成 23 年度国家公務員Ⅲ種（税務）の募集について

【採用試験要綱】

1 受験資格

平成 2 年 4 月 2 日～平成 6 年 4 月 1 日生まれの者

2 試験の程度

高等学校卒業程度

3 受験申込書請求先

最寄りの税務署（総務課）、関東信越国税局人事第二課又は人事院関東事務局
【配布開始は平成 23 年 5 月 9 日（月）】

4 受付期間

平成 23 年 6 月 21 日（火）から 6 月 28 日（火）まで（土・日曜日は除く。）

5 受験申込書提出先

第 1 次試験地を管轄する人事院各地方事務局

なお、関東信越国税局管内の試験地を管轄する地方事務局は次のとおり

【人事院関東事務局】

〒330-9712

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館

TEL 048-740-2006～8

6 試験日

（1）第 1 次試験

平成 23 年 9 月 4 日（日）

（2）第 2 次試験

平成 23 年 10 月 13 日（木）から 10 月 20 日（木）までの間の指定する 1 日
（第 1 次試験合格通知書で指定する日）

7 試験地

（1）第 1 次試験

人事院各地方事務局が示した試験地であれば、受験者の希望する全国のどの試験地でも受験することができる。

（2）第 2 次試験

第 1 次試験合格通知書で指定する試験地

8 試験種目

(1) 第1次試験

教養試験、適性試験及び作文試験

(2) 第2次試験

人物試験及び身体検査

9 合格者発表日

(1) 第1次試験合格発表

平成23年10月6日(木)

第1次試験地及び申込地域を管轄する人事院各地方事務局に受験番号を
掲示するほか、合格者に通知

(2) 第2次試験合格発表

平成23年11月10日(木)

第1次試験地及び申込地域を管轄する人事院各地方事務局に受験番号を
掲示するほか、合格者に通知

10 採用日

平成24年4月1日付

11 問い合わせ先

関東信越国税局 人事第二課 試験係

TEL 048-600-3111 (内線2095又は2097)

東日本大震災により被害を受けられた方へ (所得税関係)

この度の東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災（以下「大震災」といいます。）により被災された方については、所得税に関して、次のような税制上の措置があります。

このほか大震災により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた方については、『東日本大震災により被害を受けられた個人事業者の方へ』**所 02**をご参照ください。

（注）「東日本大震災」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいいます。

	税制上の措置	概 要	ページ
1	申告・納付等の期限延長	申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。	1 ページをご参照ください。
2	所得税の軽減又は免除	住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税の軽減又は免除を受けることができます。	2 ページをご参照ください。
3	源泉所得税の徴収猶予・還付	上記 2 に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。	3 ページをご参照ください。
4	住宅借入金等特別控除の特例	大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	
5	財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	大震災で被害を受けたことにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。	
6	納税の猶予	財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。	4 ページをご参照ください。
7	予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。	

【所得税以外の税制上の措置】

大震災により自動車が廃車となった場合の自動車重量税の特例還付や、買換車両に係る自動車重量税の免税	自動車重量税の還付・免税に関するパンフレット 自重税 01 をご参照ください。
大震災により被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」（金銭借用証書）、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税	印紙税の非課税措置に関するパンフレット 印紙 01 をご参照ください。

1. 申告・納付等の期限延長

大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、地域指定による延長と個別の申請による延長があります。

① 地域指定による延長

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方は、平成 23 年 3 月 11 日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

（注）平成 22 年分の所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域の納税者の方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日^(注)から 2 か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

（注）「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

このパンフレットに関するご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください（4 ページの「お手続きのサポートのご案内」をご参照ください）。

2. 所得税の軽減又は免除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法（所得税法に基づく「雑損控除」といいます。）、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。

なお、大震災により被害を受けた方については、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法								
対象となる 資産の範囲等	生活に通常必要な資産 （棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 [※] は除かれます。）	住宅や家財 ただし、損害額が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれが多い方です。 ① 損害 金額 — 保険金等で 補てんされ る金額 — 所得金額の 10分の1 差引損失額 ② 上記差引損失額のうち 災害関連支出の金額 — 5万円 ※「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅・家財を除去するための費用等です。	所得税の軽減額等は次のとおりです。 <table><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税の軽減額</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></table>	その年の所得金額	所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年の所得金額	所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後5年間に繰り越して、各年の所得金額から控除できるとされました。	・ 損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・ 減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。								

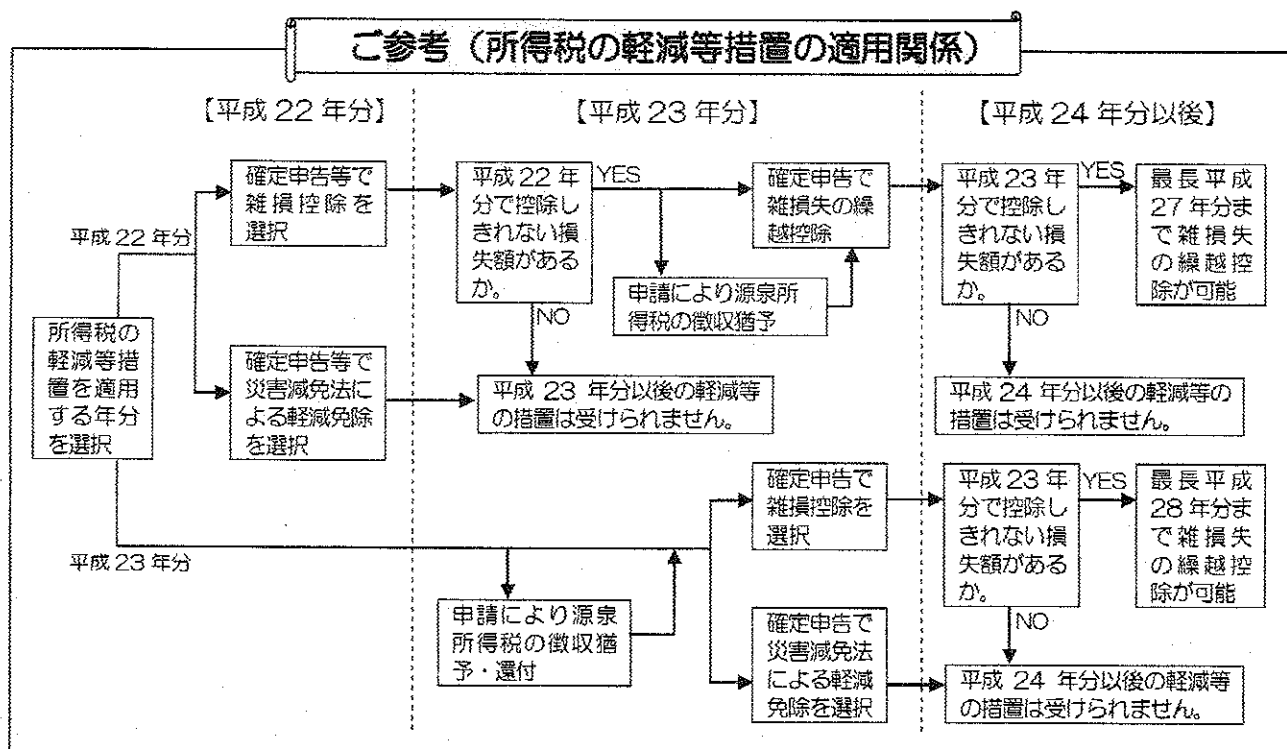
（注）「生活に通常必要でない資産」とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象とはなりません。その年か翌年に総合課税の譲渡所得があれば、その所得から控除できます。

雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」により計算することができます。『東日本大震災により被害を受けられた方へ（雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」）』所 03 をご参照ください。

お手続きの方法

所得税を軽減 免除する年分	確定申告 の有 無	お手続き	ご用意いただく書類など
平成 22 年分	確定申告を 済ませている方	平成 22 年分の 更正の請求	① 被害を受けた資産、取得時期、取得価額の方かるもの ② 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④ 市町村から交付された「り災証明書」 ⑤ 所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の分かるもの ⑥ 平成 22 年分の確定申告書の控え
	確定申告を 済ませていない方	平成 22 年分の 確定申告	上記①～⑤の書類のほか、平成 22 年分の所得金額や所得控除額の方かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）
平成 23 年分	平成 23 年分の 確定申告		上記①～⑤の書類のほか、平成 23 年分の所得金額や所得控除額の方かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書など）

（注）1. ご用意いただく書類などの説明もございますので、税務署へ相談にお越しになる前にお電話ください。
 2. 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
 3. 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。



3. 源泉所得税の徴収猶予・還付

大震災により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（2ページの「2. 所得税の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり平成23年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬金金について、源泉所得税の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。

ただし、大震災による損害につき、平成22年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は平成22年分の災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税の徴収猶予や還付は受けられません。

（注）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除の特例

大震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅について居住できなくなった場合についても、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの適用期間について、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

（注）年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けていた方（給与所得者の方）は、引き続き、年末調整で控除を受けることができます。年末調整によって控除を受ける場合の「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書（兼証明書）」をお持ちでない方は、最寄りの税務署で再発行いたします。

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

大震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

なお、この措置が始まる前に大震災によって被害を受けたことにより、住宅の取得等以外の目的で払出しを受け、利子等につき所得税が徴収された方は、還付請求をすることにより、徴収された所得税の還付を受けることができます。

6. 納税の猶予

大震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「納税の猶予申請書」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について納税の猶予を受けることができます。

① 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税	納期限から1年以内

(注) 1. 災害がやんだ日から2か月以内に申請することが必要です。

2. この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、下記②の猶予を受けることができます。

② 既に納期限の到来している国税

猶予の対象となる国税	猶予期間
一時に納付することが困難と認められる国税	原則として1年以内

(注) 上記猶予期間中にやむを得ない理由によって納付することが困難な場合は、さらに1年間、猶予期間の延長を受けることができます。

7. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、大震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「予定納税額の減額申請書」を、7月15日までに税務署に提出してください。なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります(1ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください。)

～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

お手続きのサポートのご案内

☞ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このパンフレットのお手続きの内容や期限などに関し、ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください(住所地の所轄税務署以外の税務署でも、ご相談を受け付けています)。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。

【電話相談・税務署開庁時間/午前8時30分～午後5時(土日祝、年末年始(12/29～1/3)を除く)】

(注) 1. 仙台国税局、関東信越国税局及び東京国税局管内の税務署に電話をおかけになる場合には、自動音声案内にしたがって専用番号「0(ゼロ)」を選択してください(それ以外の国税局管内の税務署の場合は「1」番を選択してください。)

2. 大震災の影響により、一部、仮庁舎で執務を行っている税務署があります。また、大変多くの納税者の方が還付手続をされることが予想されるため、還付金のお支払いまで時間がかかる場合があります。皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。

☞ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】

国税庁ホームページには、大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式などを掲載しています。

また、大震災の影響に伴う税務署の執務の状況等をお知らせしています。

※ このほか、大震災への対応(各府省庁等の震災関連情報)については、首相官邸ホームページ(www.kantei.go.jp/saigai)をご覧ください。

1 特定路線価設定申出書等の評定担当署の変更等について

平成 23 年 7 月 11 日以降、新潟県の特定路線価及び個別評価の評定はすべて新潟署で行うことといたしました。

そのため、特定路線価及び個別評価の評定に係る評定担当署については、下表のとおり変更となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、特定路線価設定申出書及び個別評価申出書につきましては、各評定担当署にご提出くださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

特定路線価設定申出書・個別評価申出書の評定担当署

(平成 23 年 7 月 11 日以降)

評定担当署	対 象 地 域
水 戸 署	茨城県全域
宇 都 宮 署	栃木県全域
前 橋 署	群馬県全域
川 越 署	川越署、秩父署、所沢署、東松山署、朝霞署の管内
浦 和 署	浦和署、川口署、西川口署、大宮署、上尾署の管内
春日部署	熊谷署、行田署、本庄署、春日部署、越谷署の管内
新 潟 署	新潟県全域
(参考) 変更前 (平成 23 年 7 月 10 日以前)	
新潟署	新潟署、新津署、巻署、新発田署、村上署、佐渡署
長岡署	長岡署、三条署、柏崎署、小千谷署、十日町署、糸魚川署、高田署
長 野 署	長野県全域

※ 変更点はアンダーラインの部分です。

2 平成 23 年分路線価等の公開時期について

平成 23 年分の路線価・評価倍率表については、平成 23 年 7 月 1 日 (金) に全国一斉公開される予定です。なお、震災特例法に定める「震災後を基準とした価額」の計算方法等については、これとは別の時期に別途公表される予定です。

熊税 第 186 号
平成23年6月16日

関 係 各 位

埼玉県熊谷県税事務所長

税務システムの本格的な稼働に伴う法人二税に係る
納税証明書の交付請求について（お願い）

埼玉県税務行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昭和61年3月に稼働しました埼玉県税務総合オンラインシステムは、稼働後25年余りが経ち、より効率的なシステムを目的として新たに埼玉県税務システムを開発し、平成23年7月4日（月）から本格的に稼働することとなりました。

特に法人県民税及び法人事業税においては、平成23年6月中旬から7月上旬の間に、新システムへのデータ移行等の作業をすることとしております。

つきましては、6月に申告納税いただきました税額に係る納税証明書の交付に関して、申告税額等の確認作業に時間を要するので、納税証明書の交付に通常よりも時間が必要となります。

そのため、誠に恐縮でございますが、納税証明書の交付請求につきましては、余裕を持って御請求いただくとともに、申告書の控え及び領収証書の原本を御持参いただきますよう併せてお願い申し上げます。

熊谷県税事務所 管理担当

048-523-2809

決 算 報 告 書

(第 27 期)

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

㈲熊谷税務指導センター

埼玉県熊谷市宮町 2 - 1 4 4

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

単位 円

資 産 の 部		
【流 動 資 産】	現金及び預金	7,415,877
	積立金	785,878
	流動資産合計	8,201,755
【固 定 資 産】 (有形固定資産)	建物	2,712,061
	工具器具備品	19,953
	土地	1,759,000
	有形固定資産合計	4,491,014
	固定資産合計	4,491,014
資産の部合計		12,692,769
負 債 の 部		
【流 動 負 債】	預り金	12,700,000
	法人税等充当金	70,000
	流動負債合計	12,770,000
負債の部合計		12,770,000
純 資 産 の 部		
【株 主 資 本】 (資本金)	資本金	3,000,000
	資本金合計	3,000,000
	(利益剰余金)	
繰越利益剰余金		△3,077,231
利益剰余金合計		△3,077,231
株主資本合計		△77,231
純資産の部合計		△77,231
負債及び純資産の部合計		12,692,769

損 益 計 算 書

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

単位 円

【純 売 上 高】

売 上 高

420,000

420,000

売 上 総 利 益

420,000

【販売費及び一般管理費】

減 価 償 却 費

137,767

租 税 公 課

53,896

諸 会 費

5,000

管 理 費

82,800

雑 費

1,260

280,723

営 業 利 益

139,277

【営 業 外 収 益】

受 取 利 息

9,485

雑 収 入

3,244

12,729

経 常 利 益

152,006

税引前当期純利益

152,006

法人税、住民税及び事業税

70,000

当 期 純 利 益

82,006

株主資本等変動計算書

自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日 単位 円						
	株主資本					純資産の部
	資本金	利益剰余金			株主資本	
		その他有価証券評価差額金	繰越利益剰余金	利益剰余金		
前期末残高	3,000,000	Δ3,159,237	Δ3,159,237	Δ159,237	Δ159,237	
当期変動額						
当期純損益金		82,006		82,006	82,006	82,006
当期変動額合計		82,006		82,006	82,006	82,006
当期末残高	3,000,000	Δ3,077,231	Δ3,077,231	Δ3,077,231	Δ77,231	Δ77,231

個 別 注 記 表

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

4. 会計方針の変更

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

300株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0株

Ⅱ、支部総会に関する事項

(1) 定期総会

日時 平成22年6月15日(火)

場所 ホテルガーデンパレス 熊谷市佐谷田3248

- 議事
1. 平成21年度事業報告書の承認を求める件
 2. 平成21年度一般会計及び特別会計の財務諸表の承認を求める件
 3. 平成22年度事業計画(案)の議決を求める件
 4. 平成22年度一般会計収支予算書(案)及び特別会計収支予算書(案)の議決を求める件。
 5. 支部長、税務指導所長専決事項の委任を求める件

出席人員 127名 内委任状 37名

(2) 臨時総会

日時 平成23年2月9日(水)

場所 ホテルガーデンパレス

- 議事
1. 支部、平成23年度、24年度役員(副支部長・理事・監事)選任を求める件
 2. 関東信越税理士会熊谷支部 支部規約変更を求める件

出席人員 125名 内委任状 46名

Ⅲ. 支部理事の選任に関する事項

熊谷支部理事推薦規程に基づき、熊谷支部の8地区の会員による推薦投票を下記の通り実施し、各地区より16名の理事が推薦された。

日時 平成22年12月3日(金)

場所 支部事務局

Ⅳ. 支部役員の選任に関する事項

支部長 渡辺 実 (平成22年12月 2日選任)

副支部長 内田守一 (平成23年 2月 9日選任)

〃 堀野富士夫 (〃 〃)

〃 樺沢邦夫 (〃 〃)

〃 萩原直幸 (〃 〃)

〃 中村敏行 (〃 〃)

〃 小島周二 (〃 〃)

理事 (平成23年 2月 9日選任)

本塚雄一郎 木本英男 西田政隆 寺山智久 堀越雄司

天笠裕司 澤田勝利 清水茂昭 福島泰彦 中野敦夫

森田正男 曾根和也 高岡 洋 木本純二 山本文子

土屋政信 長谷部好一 大谷宏一 水野敦史 山川宏之

増田俊樹 大久保秀彦 角田房司 小林賢一郎 林 法政

山崎浩成 富田秀昭 中村文男 原 靖 森戸 裕

監事 (平成23年 2月 9日選任)

櫻井則彦 竹村宗一

平成23年6月16日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡 辺 実
副支部長 萩 原 直 幸
地域長 林 法 政
研修部長 曾 根 和 也

税理士会36時間規定研修 平成23年度支部研修会のご案内

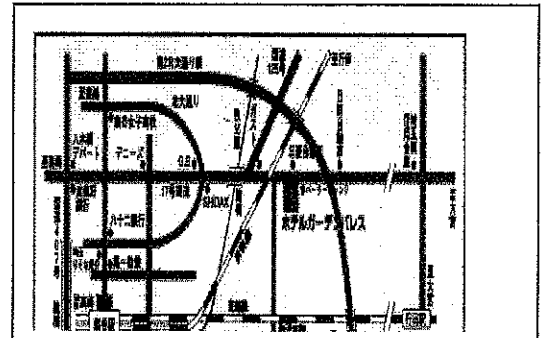
拝啓 紫陽花が色鮮やかに染まる季節となりました。会員の先生方におかれましては
益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じま
すが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げ
ます。

敬具

記

日時 平成23年7月7日(木) 午前10時00分～正午
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「金融証券税制」
講師 税理士 小野恭利先生(川越支部)
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが
発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位



資料準備の為、6月27日(月)までに支部事務局宛に
お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成23年7月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

平成23年5月23日

支部長 各位

関東信越税理士会

会 長 小林 健一
公益活動対策部長 添野

地方公共団体監査制度基礎研修ご周知方お願いについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

このたびは、地方公共団体監査制度基礎研修を下記の通り7月8日に開催いたします。

つきましては、会員の皆様は何卒ご周知下さいますようお願い致します。

また、お申込みされる場合は、準備の都合もあり、なるべく早めに別紙申込書をFAXにて本会あてに送信いただければ幸甚に存じます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

記

1、講義日時 平成23年7月8日(金) 10:30~16:00

2、講義内容 「地方公共団体監査制度基礎研修～地方自治法・地方公共団体の財務と会計(公会計)・監査制度・財政健全化法～」

※日税連開催の実務研修を申し込む場合は、基礎研修の受講が必要になります。

3、講義会場 大宮法科大学院大学ビル2階「佐藤栄太郎記念講堂」

(別紙申込書地図をご覧ください。)

4、申込書送信先及びお問い合わせ先

関東信越税理士会 広報課 大和田

住所 〒380-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F

電話: 048(648)1661 (12時~13時を除く)

FAX: 048(643)1475

【零し送信先: 公益活動対策部委員、県連・支部事務局】

地方公共団体監査制度【基礎研修】
 ～地方自治法・地方公共団体の財務と会計(公会計)・監査制度・財政健全化法～
 《公益活動対策部》

開催日 平成23年7月8日(金)

時間 10:30～16:00 (4.5時間カウントされます)

場所 大宮法科大学院大学ビル2階講堂

〒330-0854 さいたま市大宮区領木町4丁目333番地12号 OL6ビル

受講料 3,000円(当日支払)

定員 120名(申込み先着順)

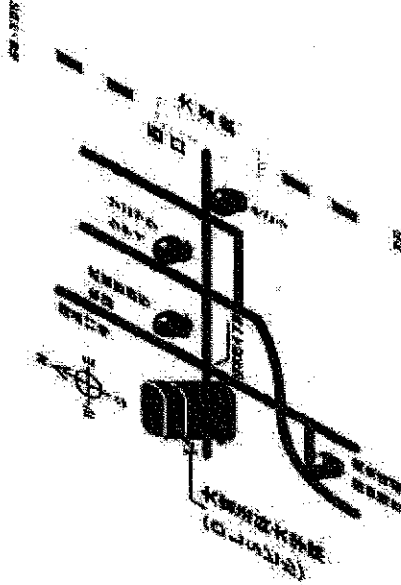
講師 米田 正巳 氏
 (公認会計士・税理士)

※日税連開催の実務研修を申し込む場合は
 基礎研修の受講が必要になります。

問合せ先 関東信越税理士会事務局

TEL 048-643-1661 (担当:大和田)

(受付時間 9時～11時、13時～17時)



〇7月8日(金) 研修会 申込書〇

本紙をコピーのうえ、支部名・登録番号・氏名を記入し、
 FAX(048-643-1475)にてお申し込みください

支部

登録番号

氏名

租特透明化法の制定に伴う

適用額明細書の記載の手引

平成 22 年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。

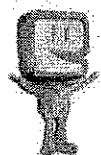
これにより、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度において法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、適用額明細書の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。適用額明細書を作成する際等にご参照ください。

（注）本手引の内容及び「連結法人における適用額明細書の記載の手引」につきましては、国税庁ホームページにも掲載しています（P85 参照）。

平成 23 年 4 月

国 税 庁



e-Tax

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は

www.e-tax.nta.go.jp

をご覧ください。

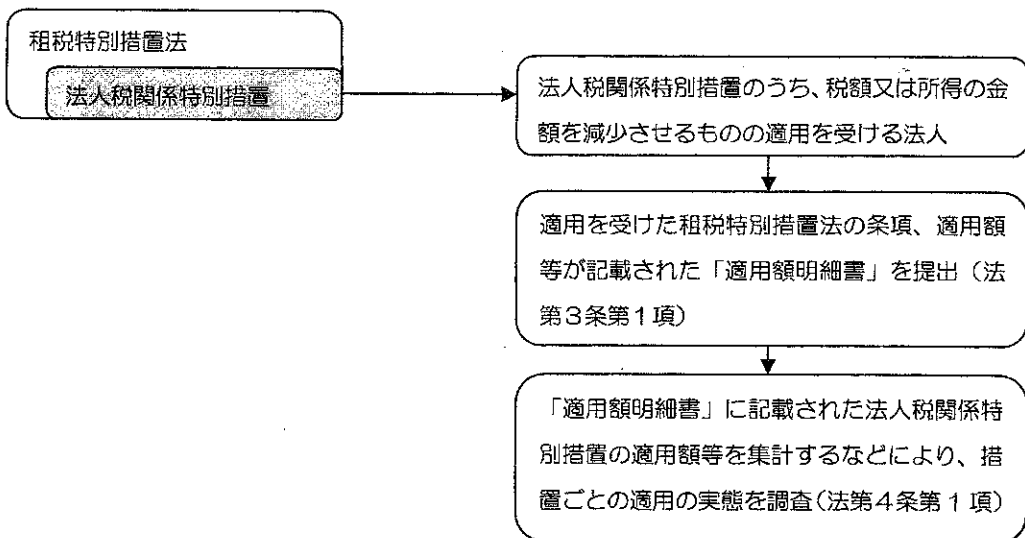
I 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の概要

平成 22 年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「租特透明化法」といいます。）」が制定され、平成 22 年 3 月 31 日に公布されました。

この法律には、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。このため、平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置（注）を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります。（法附則第 2 条第 1 項、法第 3 条第 1 項）

今後は、この適用額明細書に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなどにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることが期待されます。（法第 1 条）

○ 租特透明化法の概要



(注) 租特透明化法の対象となる租税特別措置は、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定（税務署長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定等を除く。）により規定されたものとされています。（法第2条第1項第一号）

このうち、申告書への適用額明細書の添付が必要となる「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。（令第2条）

法人税関係特別措置の一覧は、「Ⅲ 適用額明細書法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」の目次：〔1〕～〔5〕に掲げているとおりです。

1 適用額明細書の様式

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式となっています。

「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。

なお、「適用額明細書」の様式については、国税庁ホームページからダウンロードできます。

(参考) 法人税申告書の用紙の送付を希望されている場合（前年以前に法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の「要」に回答いただいている場合）には、平成23年4月決算法人以降、法人税申告書とともに「適用額明細書」の用紙を送付します。

(様式)

(3)

Q & A

Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置（Q2参照）の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書などをいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています（前ページ参照）。

（注）「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租税特別措置）をいいます。

Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A3 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

（参考）財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。

(参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている^(注)場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。

(注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信ができますか？

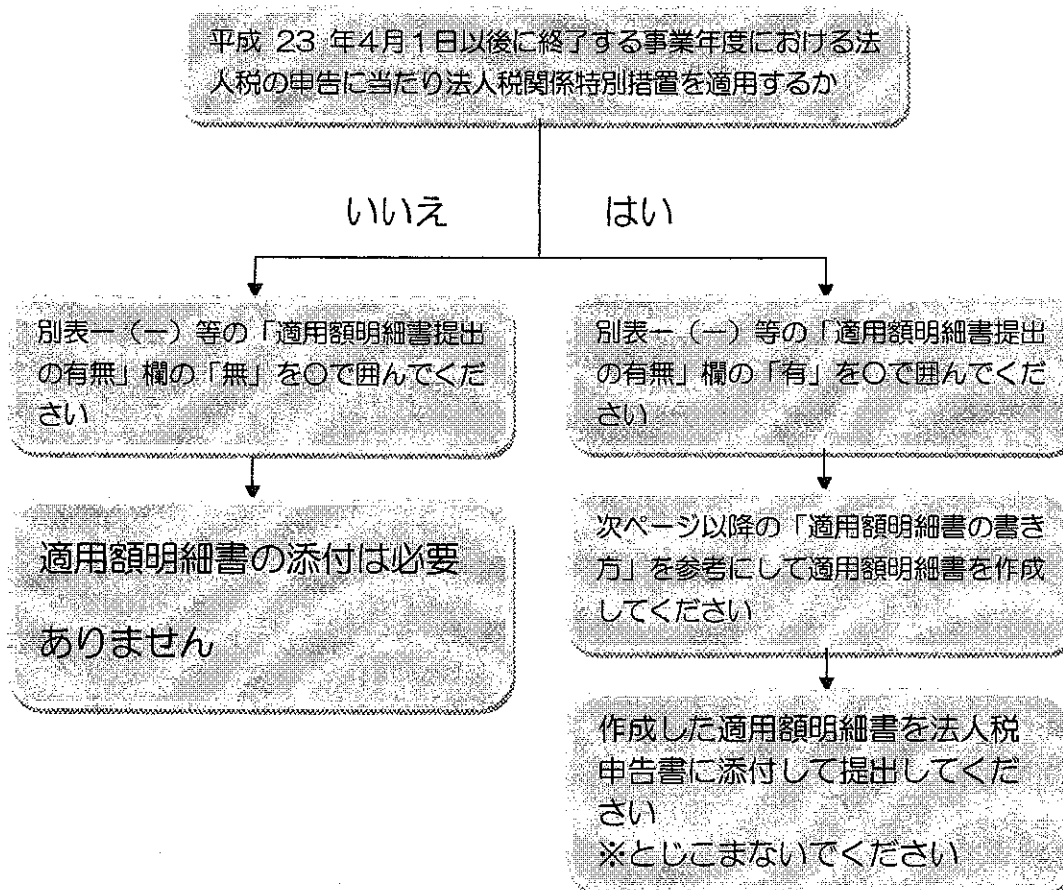
A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信が可能となる予定です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

2 適用額明細書の提出（流れ）

適用額明細書の提出までの流れは次のようになります。



3 記載にあたっての留意事項

- ① 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - (1) □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1 枠内に 1 文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - (2) 記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
なお、「▲」は使用しないでください。
- ② 記載を了した適用額明細書は、他の書類ととじこみ等をしないで、申告書に挟み込んでください。
- ③ 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- ④ OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください e-Taxソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(9)～P(11)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Taxソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 (P(12)～P(14)の表を参照)	その事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Taxソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 (P(12)～P(14)の表を参照)	【書面での申告】 P(9)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Taxでの申告】 e-Taxソフトをご利用されている場合は、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください
⑥期末現在の資本金の額又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Taxにより提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額 (法第2条第7号)	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

2 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第一

〒236-0301 東京都千代田区大手町1-1-1 ② 郵便番号 0101233333

① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分、再提出分)

③ 法人名称 株式会社 国税商事

④ 事業種別 医薬品卸売業

⑤ 業種番号 315

⑥ 法人住所 東京都千代田区大手町1-1-1

⑦ 法人代表者 代表取締役 山田 太郎

⑧ 租税特別措置法の条項 第42条の4第6項

⑨ 区分番号 000009

⑩ 適用額 300,000

(別表様式)

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名	繰越税額控除の計算に関する明細			
		前事業年度	当該事業年度	前事業年度又は前事業年度	
1	試験研究費の額	17	円	円	
2	中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	18	円	円	
3	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の①租税特別措置法の条項欄に、第42条の4第6項	19	円	円	
4	②区分番号に「000009」	20	円	円	
5	③適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください	21	円	円	
6	法人税額控除額 (別表六(二十四)「28の②」)	22	円	円	
7	当期分の特別控除額 (5)-(6)	300,000	円	円	

別表六(七) 平二一・四・一以後終了事業年度分

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

(確定申告について)

(適用額明細書)

(9)

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 整理番号	XXXXXXXXXXXXX 00123333	別表（一）青色申告用
東京都千代田区大手町 1-1-1		
株式会社 国税商事		
代表取締役 国税太郎 殿		
		麴町 税務署長
平成 22 年 05 月 01 日 平成 23 年 04 月 30 日 事業年度分の確定申告について		
資法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ		

（適用額明細書）

様式第一		平成 23 年 6 月 30 日		麴町 税務署長		① 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分 再提出分)	
時 限	東京都千代田区大手町 1-1-1	② 整理番号	00123333				
(フリガナ)	加計株式会社	③ 業種番号	35				
法人名	株式会社 国税商事	④ 業種名	医薬品卸売業				
⑥ 業種番号	10000000	⑦ 業種名	医薬品卸売業				
⑧ 業種名	10000000	⑨ 業種番号	35				
根拠税制適用法の条項		⑩ 業種番号	35				
第 42 条の 4 第 6 項		⑪ 業種番号	35				

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号については、P(12)～P(14)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用省識別番号 00000000000000XX	別表一(一)青色申告用 整理番号 00123333
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	麴町 税務署長
平成 22 年 05 月 01 日 平成 23 年 04 月 30 日	事業年度分の確定申告について
貴法人の法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、その延長が認められ	

(適用額明細書)

平成 23 年 6 月 30 日	自 平成 22 年 05 月 01 日 事業年度分の適用額明細書 至 平成 23 年 04 月 30 日 (●当初提出分・○再提出分)									
麴町 税務署長殿										
納税地 東京都千代田区大手町1-1-1 電話 (03) 3313 - 3313	②整理番号 00123333									
(フリガナ) カブシキガイシャ コクセイシャ 法人名 株式会社 国税商事	③提出枚数 1 枚 うち 1 枚目									
期 末 現 在 の 資本金の額又は 出 資 金 の 額 ⑥ 10,000,000	④事業種目 医薬品卸売業 ⑤業種番号 35									
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額 ⑦ 1,000,000	提出年月日 年 月 日									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>租 税 特 別 措 置 法 の 条 項</th> <th>区 分 番 号</th> <th>適 用 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧ 第 42 条 の 4 第 6 項 第 号 ⑨</td> <td>00009</td> <td>⑩ 300,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 条 第 項 第 号</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額	⑧ 第 42 条 の 4 第 6 項 第 号 ⑨	00009	⑩ 300,000 円	第 条 第 項 第 号		
租 税 特 別 措 置 法 の 条 項	区 分 番 号	適 用 額								
⑧ 第 42 条 の 4 第 6 項 第 号 ⑨	00009	⑩ 300,000 円								
第 条 第 項 第 号										

P(12)～P(14)を参照して、該当する業種番号を入力してください。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20		
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品			
	精穀、製粉			その他の金属製品			
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21		
	菓子			繊維機械			
	パン類			農業用機械			
	清涼飲料			建設機械			
	酒類			産業用機械			
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具			
	その他の食料品			その他の機械			
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22		
	紡績			電子機器			
	ねん糸			民生用電気機械器具電球製造業		民生用電気機械器具、電球	23
織物業	綿・スフ織物	03	通信機械器具製造業	通信機械器具	24		
	絹・人絹織物		輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	毛織物					鉄道車両	
	その他の織物					自転車・オートバイ	
ニット製造業	ニット	04	理化学機械器具等製造業			船舶	26
染色整理業	染色整理	05		光学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	27	
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07		その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
	婦人、子供服		事務用品				
	ワイシャツ、下着		貴金属製品				
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		楽器、レコード				
	その他の繊維製品		装身具、装飾品				
木材、木製品製造業	製材	08	繊維品卸売業	プラスチック製品	30		
	木製容器			その他の製造			
	その他の木製品			米穀類		31	
家具、装備品製造業	家具	09	野菜、果物				
	建具		食肉				
	その他の家具・装飾品		生鮮魚介そう				
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	その他の農水畜産物	32			
	紙製容器		酒類				
	その他のパルプ・紙製品		乾物				
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	11	菓子、パン類	33			
	印刷		その他の飲食料品				
	製版、製本、その他の印刷物加工		生糸、繭、原糸、繊維品				
化学工業	化学肥料	12	飲食料品卸売業	呉服、太物	34		
	有機化学工業製品			その他の織物			
	化学繊維			洋服類			
	油脂加工品、石けん、塗料等			寝具類			
	医薬品			靴、履物			
	その他の化学工業			かばん、袋物			
石油製品製造業	石油精製	13	繊維品卸売業	下着類	35		
その他の石油製品	小間物						
石炭製品製造業	石炭製品	14		洋品雑貨、その他の繊維品			
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		木材、竹材		36	
皮革・同製品製造業	皮革製品	16		セメント			
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17		建築材料卸売業			
	セメント・同製品						
	建設用粘土製品、耐火物						
	陶磁器・同関連製品						
	その他の窯業・土石製品						
鉄鋼業	鉄鋼	18					
	鋳鉄铸件						
非鉄金属製造業	非鉄金属	19					
金属製品製造業	構築用金属製品	20					
	金属打抜き・プレス加工						

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽洋品 等小売業	スポーツ用品	47	
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品		
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード		
	化粧品			貴金属製品、宝石		
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	49	
	自動車・同部品			燃料		
	輸送用機械器具			書籍、雑誌		
	精密機械器具			文房具、紙		
	電気・通信機械器具			中古品		
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		農機具		49
	石油			写真機、写真材料		
	鉱物			時計、眼鏡		
	鉄鋼			自動車、自転車		
	非鉄金属			土産物		
				その他の小売		
貿易業	貿易	38	総合建設業	一般土木建築工事	51	
	輸出			土木工事		
	輸入			建築工事		
その他の卸売業	紙、紙製品	39		木造建築工事		52
	再生資源		職別土木建築工事			
	家庭用金物		電気・通信工事			
	建築用金物		管工事			
	薪炭類		その他の設備工事	61		
	肥料		鉄道業		鉄道	
	文房具		道路旅客運送業		乗合バス、貸切バス	62
	がん具、娯楽用品		ハイヤー、タクシー			
	貴金属製品、宝石		道路貨物運送業		貨物自動車	63
	その他の卸売		その他の道路貨物運送			
飲食料品小売業	各種食料品	41	水運業	水運	64	
	酒		倉庫業	倉庫	65	
	食肉		放送・電信・電話 業	放送	66	
	鮮魚			電信・電話		
	野菜、果物		電気供給業	電気供給	67	
	菓子、パン類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	
	米穀類		その他の運輸、 運輸付随サービ ス、水道業	航空運輸	69	
	料理品			運輸付帯サービス		
	その他の飲食料品			水道		
	織物小売業		呉服	42	対個人サービス業	洗濯
	洋服地	洗い張り、染物				
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43	写真			
	男子既製服		理髪			
	男子注文服		美容			
	婦人・子供服		浴場			
	靴		ソーブランド			
	履物		駐車場			
	洋品雑貨		保育所、老人ホーム			
	小間物		その他の対個人サービス			
	その他の衣服・身の回り品					
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	広告	72	
	金物			物品賃貸		
	荒物			情報サービス、異信所		
	陶磁器、ガラス器			その他の対事業所サービス		
	家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73	
	その他のじゅう器			映画サービス		

事業種目		業種番号
娯楽業	パチンコ	74
	ゴルフ場	
	運動施設	
	その他の娯楽	
その他のサービス業	土木建築サービス	75
	医療保健	
	医療関連サービス	
	廃棄物処理	
	その他のサービス	
自動車修理業	自動車修理	76
その他の修理業	機械修理	77
	電気機械修理	
	その他の修理	
料理・飲食店業	料亭	78
	日本料理	
	大衆酒場、小料理	
	外国料理	
	すし	
	そば、うどん	
	バー	
	キャバレー	
	喫茶	
	その他の飲食	
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79
	ラブホテル、モーテル	
	ホテル、普通旅館	
	その他の旅館	
農林業	農業	81
	林業	
漁業、水産養殖業	漁業	82
金属鉱業		83
石炭鉱業		84
原油・天然ガス鉱業		85
非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	その他の非金属鉱業	
銀行・信託業	銀行	87
	信用金庫	
	信用組合	
	農業共同組合	
	漁業協同組合	
	その他の銀行・信託	
その他の金融	質屋	88
	貸金	
	その他の金融	
証券、商品取引	証券、商品取引	89
保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
不動産業	建売、土地売買	91
	不動産代理仲介	
	その他の不動産	
その他の産業	教育	99
	分類不能	

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目	税法項目←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用下さい。		

提出窓口 _____
TEL / _____
FAX / _____

会員各位

平成23年6月16日

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

副支部長 萩原 直幸

業務部長 堀越 雄司

**関東信越税理士会熊谷支部・熊谷商工会議所・深谷商工会議所共催
「夏季資金融資相談会～平成23年度補正予算成立～」開催について**

平素は支部業務部活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災や関連する計画停電、風評被害等の影響を受けるなど、厳しい経営環境にある中小企業に対し、下記のとおり熊谷商工会議所および深谷商工会議所との共催、日本政策金融公庫熊谷支店・深谷市の後援で、夏季資金融資相談会を熊谷地区・深谷地区の2カ所で同日開催することとなりました。つきましては相談会開催案内通知を顧問先様へ配布し、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

記

(熊谷地区) 日 時 平成23年7月14日(木)

午前9:30～12:00、午後1:00～5:00

開催場所 熊谷市立商工会館(熊谷商工会議所)

住所 熊谷市宮町2-39

(深谷地区) 日 時 平成23年7月14日(木)

午前10:00～12:00、午後1:00～4:00

開催場所 深谷市産業会館(深谷商工会議所)

住所 深谷市仲町20-1

相談会開催案内通知 別紙のとおり

(お問い合わせ先)

日本政策金融公庫熊谷支店

熊谷市宮町2-45 担当 児嶋・八田

電話 048-521-2731

FAX 048-522-5931

夏季資金融資相談会（一日公庫）のご案内

～23年度補正予算成立に伴い制度拡充があります～

☆開催日	平成23年7月14日（木）（事前予約制）
☆時間	午前9：30～12：00、午後1：00～5：00
☆場所	熊谷商工会議所（熊谷市立商工会館内）（お一人様30分程度）

関東信越税理士会熊谷支部では、熊谷地区の顧問先のみなさまの夏季の資金需要に対応する融資相談会を開催いたします。この相談会では、公庫(旧こくきん)から融資担当者が出張し、その場で融資のご相談を承ります。ご希望の方は、7月13日(水)までに下記申込書にご記入のうえ、FAXでお申込ください。個別ブースでお話を承りますのでお気軽にご相談ください。

※ 公庫の融資制度は、信用保証料・事務手数料などが不要で、固定金利になることが特徴です。（相談担当：児嶋）

	セーフティネット貸付 （震災関連を含む）	環境・エネルギー対策貸付 （環境・エネルギー対策資金）	新企業育成貸付 （新事業活動促進資金）
ご利用対象者	売上が減少（見込含む）するなど 資金調達を要する方	非化石エネルギー設備や省エネルギー 効果の高い設備を導入する方、 または環境対策の促進を図る方	経営革新計画取得、経営多角化、 事業転換などにより、第二創業などを 図る方
ご融資額	一般貸付とは別枠で 4,800万円以内	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内）
ご返済期間	運転資金 8年以内 設備資金 15年以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内
利率	※ 年1.45%～	※ 年0.90%～	※ 年1.05%～

※上記は各種利率低減の要件および「中小企業会計関連融資制度」の要件を満たす場合です。詳しくはお問い合わせください。

※金利は平成23年6月9日現在です。

会計事務所名

後援



日本政策金融公庫 熊谷支店 国民生活事業

TEL 048-521-2731

FAX 048-522-5931

顧問税理士名

「夏季資金融資相談会（一日公庫）」申込書（7月13日〆切） 熊谷商工会議所会員の方はし点を付けて下さい。□

法人名 または 商号			
代表者名			
ご住所	電話番号	()	
相談希望時間	午前 ・ 午後	:	頃
相談内容等	1 融資相談	2 申込したい（申込金額	万円）

お客さまの情報の利用目的

この「ご相談カード」によりご提供いただきました情報の利用目的は次のとおりといたします。

- 1 お客さまご本人の確認（融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む）、2 アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意） ※ 公庫が、前3の利用目的で利用することに同意しません。 □

共催：関東信越税理士会熊谷支部・深谷商工会議所

後援：深谷市・日本政策金融公庫熊谷支店

夏季資金融資相談会（一日公庫）のご案内

～23年度補正予算成立に伴い制度拡充があります～

☆開催日	平成23年7月14日（木）（事前予約制）
☆時間	午前10:00～12:00、午後1:00～4:00
☆場所	深谷商工会議所（深谷市産業会館内）（お一人様30分程度）

関東信越税理士会熊谷支部では、深谷地区の顧問先のみなさまの夏季の資金需要に対応する融資相談会を開催いたします。この相談会では、公庫(旧こくきん)から融資担当者が出張し、その場で融資のご相談を承ります。ご希望の方は、7月13日(水)までに下記申込書にご記入のうえ、FAXでお申込ください。個別ブースでお話を承りますのでお気軽にご相談ください。

※ 公庫の融資制度は、信用保証料・事務手数料などが不要で、固定金利になることが特徴です。（相談担当:八田）

	セーフティネット貸付 (震災関連を含む)	環境・エネルギー対策貸付 (環境・エネルギー対策資金)	新企業育成貸付 (新事業活動促進資金)
ご利用対象者	売上が減少(見込含)するなど 資金調達を要する方	非化石エネルギー設備や省エネルギー 効果の高い設備を導入する方、 または環境対策の促進を図る方	経営革新計画取得、経営多角化、 事業転換などにより、第二創業などを 図る方
ご融資額	一般貸付とは別枠で 4,800万円以内	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)
ご返済期間	運転資金 8年以内 設備資金 15年以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内
利率	※ 年1.45%～	※ 年0.90%～	※ 年1.05%～

※上記は各種利率低減の要件および「中小企業会計関連融資制度」の要件を満たす場合です。詳しくはお問い合わせください。

※金利は平成23年6月9日現在です。

会計事務所名

後援 ○ 深谷市

顧問税理士名

○  日本政策金融公庫 熊谷支店 国民生活事業

TEL 048-521-2731

FAX 048-522-5931

「夏季資金融資相談会（一日公庫）」申込書（7月13日〆切） 深谷商工会議所会員の方はし点を付けて下さい。□

法人名 または 商号			
代表者名			
ご住所	電話番号	()	
相談希望時間	午前 ・ 午後	:	頃
相談内容等	1 融資相談	2 申込したい（申込金額	万円）

お客さまの情報の利用目的

この「ご相談カード」によりご提供いただきました情報の利用目的は次のとおりといたします。

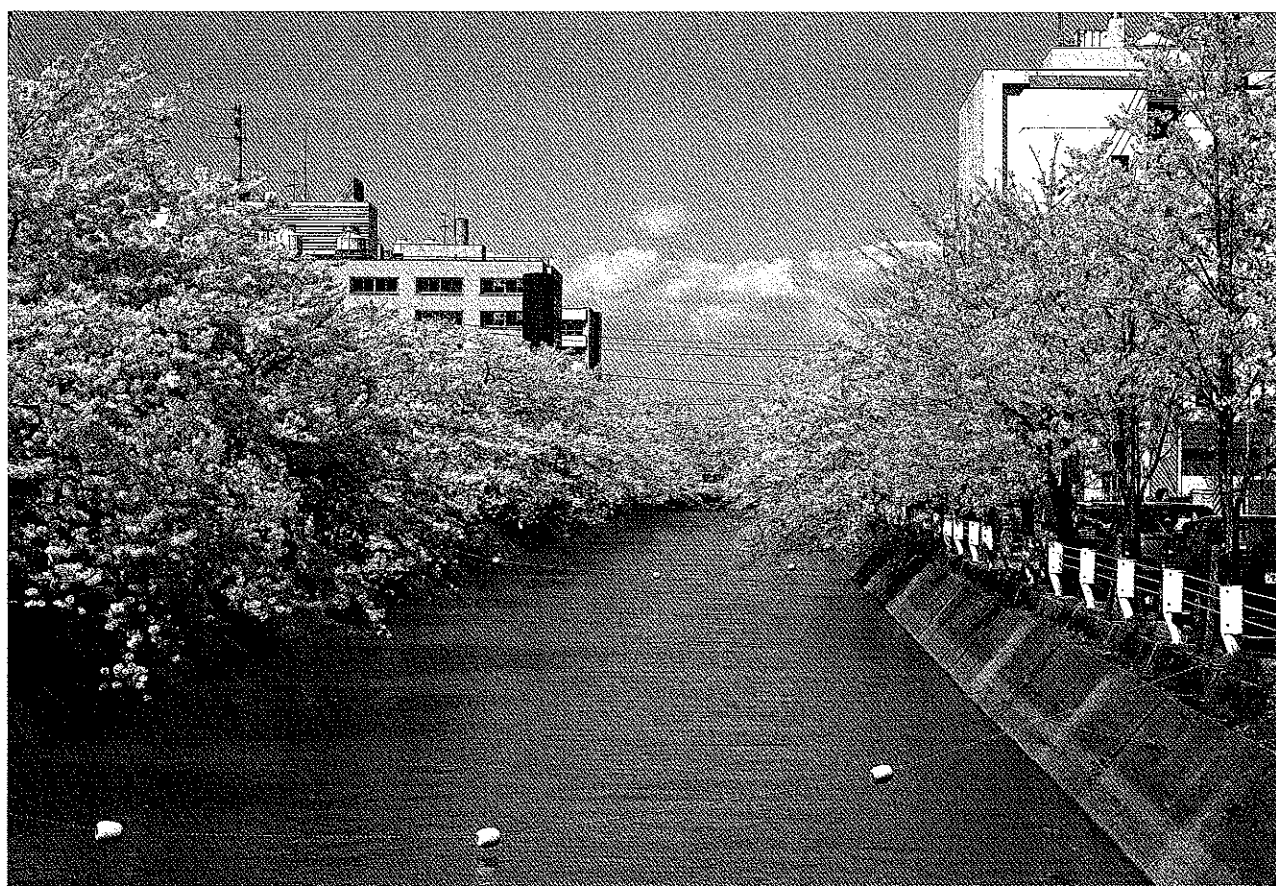
- 1 お客さまご本人の確認（融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。）、2 アンケートの実施等による調査・研究及び参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等（任意）※ 公庫が、前3の利用目的で利用することに同意しません。 □

関 税 政

第 23 号

発行所：関 東 信 越 税 理 士 政 治 連 盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4丁目333-13 OLSビル14階
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会 長 木 村 義
編集責任者：広報委員長 高 田 悦 夫
【<http://www.kanzeisei.jp/>】



長岡市「福島江の桜」

写真提供：長岡市商工部観光課

目 次

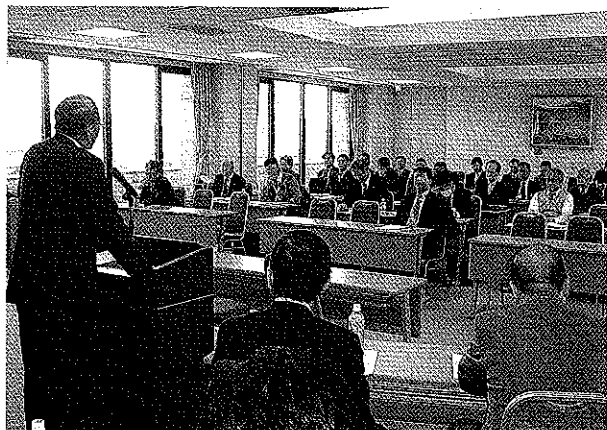
会長あいさつ	2	平成23年度税制改正の流れ	15
関税政臨時大会	4	後援会だより「佐田玄一郎後援会」	17
関東信越税理士政治連盟役員・委員名簿 ..	6	「若林けんた後援会」	17
関東信越税理士政治連盟 規約改正について ..	8	税理士による国会議員等後援会名簿	18
東日本六税政連役員連絡協議会	12	各県税政連活動報告	20
平成23年度税制改正について	14	関税政の動き	29
		編集後記	32

関 税 政 臨 時 大 会

木村会長、坂口幹事長体制を継続 運動本部を廃止 新設の後援会対策委員会に役割を移行 規約改正で

広報委員長 高 田 悦 夫

関東信越税理士政治連盟は3月29日午後2時、さいたま市の健康保健センターにおいて規約の一部変更と役員改選の臨時大会を開催した。



当日は代議員250人中209人（うち委任状出席157人）が出席し、司会の坂口幹事長から臨時大会が適法に成立していることが報告された。（木村会長のあいさつは2ページに掲載）

続いて正副議長選出が行われ、議長に前嶋副会長、副議長に関口副会長を選出し、議長は議事録署名人に、江口副会長・星野副会長を指名して、議事に入った。

安納副幹事長から第1号議案「規約の一部変更の議決を求める件」の提案説明が行われた。

昨年9月、日税政の第44回定期大会において、常設機関として後援会対策委員会を設置することが決定された。関税政独自の役職「運動本部長・運動副本部長」は、後援会対策

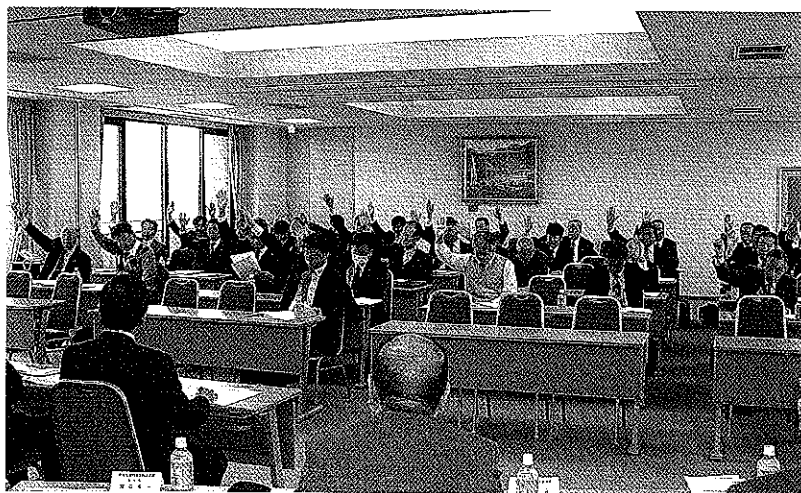
活動を中心にしていたので、日税政の組織に合わせて改変し役割を新設の「後援会対策委員会」に移行することになった。

役員の変更として、「運動本部長・運動副本部長及び総務を廃止して、幹事の定員を増員する。」そして、役員の任期を「選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とする。」から、「就任後2回目の定期大会終了の時までとする。」に変更する。また、新たに後援会対策委員会を設置すること、などを提案し賛成多数で可決承認された。

次に、渡邊副幹事長から第2号議案「役員任期満了に伴う改選の議決を求める件」の提案説明が行われた。

平成17年9月の定期大会で規約が大幅に改正され、「役員の任期が事業年度に合わせる」変更が行われた。そのため役員選任だけの臨時大会を過去2回開催してきたが、傘下の各





県税政連の臨時大会が開催されていないため、役員が確定していないなどの関係で、提案する役員候補者名簿が不完全であった。先程の第1号議案で、役員任期が改正されたので、臨時大会での提案は最後となり、役員選考規則に従い、役員候補選考会を開催し、名簿を作成した。

渡邊副幹事長から役員候補者名簿に従って読み上げ提案がなされ、賛成多数によりに役員が承認決定された。

木村会長、前嶋副会長、坂口幹事長など多くの候補者が再選された。(4月1日からの役員名簿は6ページに掲載)

以上、議事は終了し正副議長は議長席を降りた。

2期目となる木村会長から、「税理士業界は法律に依るところが多い職業で、税理士会で取りまとめた要望を実現するためには、国会議員に働きかけ法律の制定や改正をお願いしなければならない。関税政は、各県税政連並びに税理士による国会議員等後援会と連携し、43の後援会を中心に要望

実現のための政治活動を率先して行うので、会員各位のご支援ご協力をお願いしたい。」と、あいさつがあった。

午後2時45分吉野副会長の閉会のあいさつで臨時大会は終了した。



平成23年度 税政連定期大会日程表(予定)

税政連名	開催日時	開催場所	税政連名	開催日時	開催場所
関税政	7月7日(木)	パレスホテル大宮			
茨城県	7月22日(金)	水戸プラザホテル	埼玉県	7月7日(木)	パレスホテル大宮
栃木県	7月21日(木)	宇都宮東武ホテルグランデ	新潟県	7月15日(金)	ホテルニューオータニ長岡
群馬県	7月26日(火)	ホテルメトロポリタン高崎	長野県	7月19日(火)	諏訪RAKO華乃井ホテル

関東信越税理士政治連盟役員・委員名簿

役 職 名	氏 名
会 長	木村 義 (埼玉)
副 会 長	前嶋 修身 (埼玉) 田村 陽一 (茨城) 中村 芳雄 (栃木) 柳田 廣隆 (群馬)
	吉野 喜平 (埼玉) 江口 博 (新潟) 星野 直信 (長野) 白津 吉英 (埼玉)
	池谷 達郎 (茨城) 井部 俊一 (新潟)
幹 事 長	坂口 洋 (茨城)
副 幹 事 長	海野 隆夫 (茨城) 茨城県税政連幹事長
	高田 悦夫 (栃木) 栃木県税政連幹事長
	田村 盛好 (群馬) 群馬県税政連幹事長
	渡邊 輝男 (埼玉) 埼玉県税政連幹事長
	高橋 誠一 (新潟) 新潟県税政連幹事長
	百瀬 征男 (長野) 長野県税政連幹事長
	大石 敬 (埼玉) 政 策 委 員 長
	吉田 悦実 (埼玉) 財 務 委 員 長
	百瀬 征男 (長野) 組 織 委 員 長
	渡邊 輝男 (埼玉) 国 対 委 員 長
	高田 悦夫 (栃木) 広 報 委 員 長
	安納 宏和 (栃木) 後援会対策委員長
	伊東浩太郎 (茨城)
	柳澤 彰 (群馬)
	秋山 典久 (埼玉)
	山川とも子 (新潟)
	笠原 孝美 (長野)
幹 事	若山 実 (茨城) 福田 朗 (栃木) 狩野 要一 (群馬) 久保 章 (埼玉)
	池 淳一 (新潟) 西川 禎人 (長野) 小林 政氏 (埼玉) 星野 昌弘 (栃木)
	江本 英仁 (埼玉) 田口 恵之 (群馬) 篠原 勉 (茨城) 星野 裕司 (茨城)
	福田 赴夫 (栃木) 松坂 幹雄 (栃木) 始澤 昭 (群馬) 重田 一雄 (群馬)
	梅田 隆志 (埼玉) 久保 一則 (埼玉) 寺門 孝彦 (埼玉) 武田 憲明 (埼玉)
	渡邊 久雄 (新潟) 森山 昭彦 (新潟) 坂井 武司 (長野) 宮澤 良康 (長野)
	黒羽 茂 (茨城) 関口 俊一 (栃木) 市川 克美 (群馬) 瀧島 正男 (埼玉)
	村椿 正子 (新潟) 小山 秀典 (長野)
会 計 監 事	菊池 嘉光 (茨城) 並木 久子 (栃木) 清水 英也 (群馬) 尾堤 信男 (埼玉)
	藤森 克己 (新潟) 風間 孝三 (長野)
推 薦 審 査 会 委 員	木村 義 (埼玉) 前嶋 修身 (埼玉) 田村 陽一 (茨城) 中村 芳雄 (栃木)
	柳田 廣隆 (群馬) 吉野 喜平 (埼玉) 江口 博 (新潟) 星野 直信 (長野)
	若山 実 (茨城) 福田 朗 (栃木) 狩野 要一 (群馬) 久保 章 (埼玉)
	池 淳一 (新潟) 西川 禎人 (長野) 坂口 洋 (茨城) 海野 隆夫 (茨城)
	高田 悦夫 (栃木) 田村 盛好 (群馬) 渡邊 輝男 (埼玉) 高橋 誠一 (新潟)
	百瀬 征男 (長野) 大石 敬 (埼玉) 安納 宏和 (栃木)
願 問	峯村 福督 (埼玉) 清水 武信 (埼玉) 小林 健彦 (栃木) 吉澤利喜平 (長野)
	峰岸 一朗 (栃木) 瀬戸 清明 (長野)

委員会担当表

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員
政 策 委 員 会	大石 敬 (埼玉)		秋元久典 (茨城) 館野敏人 (栃木) 上野正人 (群馬) 寺山智久 (埼玉) 田中操 (新潟) 大月春雄 (長野)
財 務 委 員 会	吉田 悦実 (埼玉)		横田裕樹 (茨城) 小池英之 (栃木) 山重義則 (群馬) 武田憲明 (埼玉) 大矢淳二 (新潟) 掛川淳一 (長野)
組 織 委 員 会	百瀬 征男 (長野)		根本和夫 (茨城) 倉井章 (栃木) 細谷恭弘 (群馬) 新井正 (埼玉) 小杉正一 (新潟) 宮下崇志 (長野)
国 対 委 員 会	渡邊 輝男 (埼玉)	秋山 典久 (埼玉)	原口哲也 (茨城) 仲野光男 (栃木) 石原明 (群馬) 上田滋之 (新潟) 中村秀雄 (長野)
広 報 委 員 会	高田 悦夫 (栃木)		加藤信彦 (茨城) 岡部記和 (栃木) 今井輝一 (群馬) 久保一則 (埼玉) 大矢隆治 (新潟) 久保田尚弘 (長野)
後援会対策委員会	安納 宏和 (栃木)		飯嶋雄一 (茨城) 田野井正 (栃木) 田口恵之 (群馬) 寺門孝彦 (埼玉) 小柳充夫 (新潟) 田中哲夫 (長野)

各県税政連所在地

税 政 連 名	〒	所 在 地	電話番号	FAX番号
関東信越税理士政治連盟	330-0854	さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル14階	048-643-1661	048-643-1475
茨城県税理士政治連盟	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12F	029-221-8786	029-231-6806
栃木県税理士政治連盟	320-0851	宇都宮市鶴田町3200-2 栃木県税理士会館	028-637-1007	028-634-0269
群馬県税理士政治連盟	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3F	027-234-6131	027-234-6135
埼玉県税理士政治連盟	330-0852	さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館	048-665-3111	048-665-3888
新潟県税理士政治連盟	951-8114	新潟市中央区営所通り二番町692-36	025-225-2202	025-225-5499
長野県税理士政治連盟	390-0852	松本市大字島立926-2	026-348-5480	026-348-5481

関東信越税理士政治連盟 規約の改正について

前組織委員長

安 納 宏 和

日本税理士政治連盟（以下、日税政という。）は、平成22年9月29日に開催された定期大会において、単位税理士政治連盟における後援会組織の更なる強化と活動の活性化をはかるため、平成19年10月29日に設置した「後援会対策特別委員会」を恒常的な委員会とする規約の改正を行った。

関税政においては、既に平成17年9月14日に規約を改正し、関税政独自の役員として「運動本部長・運動副本部長」を設置し、各後援会に情報を提供し後援会組織の充実強化のための支援活動を行ってきた。

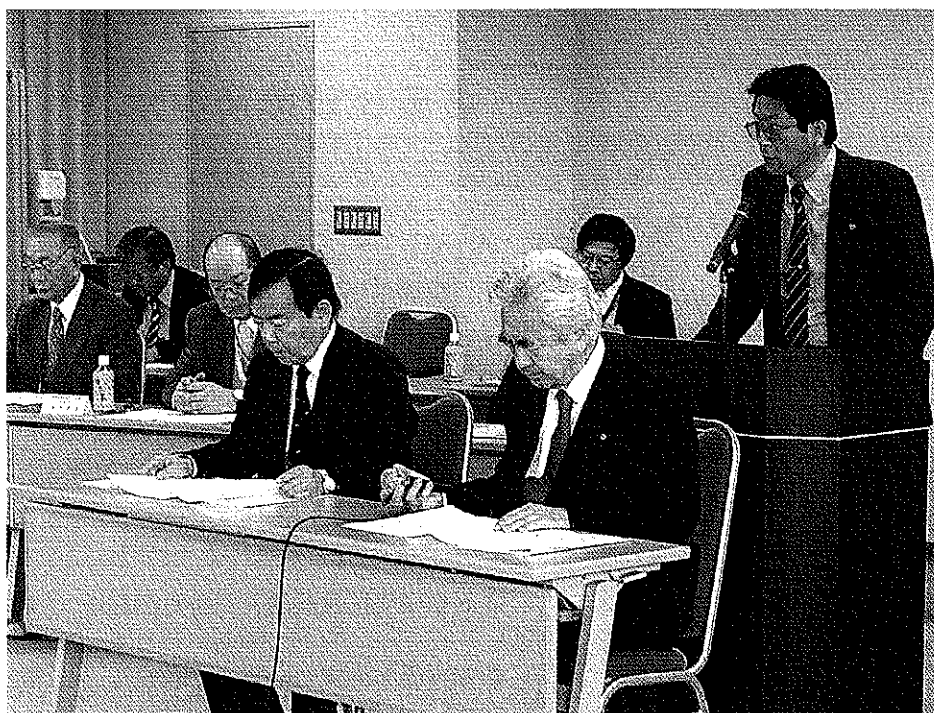
今回、日税政の常設執行機関として「後援会対策委員会」が設置されたことを受け、役員等の規約の見直しを行い、3月29日に開催された臨時大会において、運動本部長及び運動副本部長並びに総務を廃止し、新たに6番目の委員会として「後援会対策委員会」を設置することとなった。

また、役員の人数についても見直しを行

い、関東信越税理士会とのより緊密な関係を構築するため、幹事の人数が「20人以内」から「30人以内」に増員された。

さらに、役員の選任時期との関係から、役員（会計監事を除く。以下同じ）の任期についても見直しが行われ、従来「その選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とする。」とされていたものを「就任後第2回目の定期大会終了の時までとする。」に変更された。

なお、この規約の改正は、3月29日に施行された。役員の任期の取り扱いについては、4月1日に就任した役員については、就任後第3回目の定期大会の終了の時までとされた。



関東信越税理士政治連盟規約一部変更新旧対照表（要約）

(平成23年3月29日)

変 更 後	変 更 前
第2章 役 員 (役 員) 第6条 本連盟に、次の役員を置く。 (1) 会 長 1 人 (2) 副会長 1 1 人以内 《削除》 (3) 幹事長 1 人 (4) 副幹事長 1 4 人以内 (5) 幹 事 3 0 人以内 《削除》 《削除》 (6) 会計監事 6 人以内 《削除》 《削除》 《削除》 第3章 執行機関 第2節 正副幹事長会 (正副幹事長会) 第14条 本連盟に、正副幹事長会を置く。 2 正副幹事長会は、幹事長、副幹事長で構成する。 3 正副幹事長会は、会務執行に関する事項について協議する。 4 正副幹事長会は、幹事長が招集し、こ	第2章 役 員 (役 員) 第6条 本連盟に、次の役員を置く。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 総 務 2 人以内 (4) 幹事長 1 人 (5) 副幹事長 1 4 人以内 (6) 幹 事 2 0 人以内 (7) 運動本部長 1 人 (8) 運動副本部長 2 人以内 (9) 会計監事 6 人以内 《運動本部長》 第13条 運動本部長は、会長を補佐し、特定の公職にある者若しくは特定の公職の候補者を支持する後援会の発展に寄与するための諸施策を推進する。 《運動副本部長》 第14条 運動副本部長は、運動本部長を補佐し、運動本部長に事故あるときはその職務を代行する。 《総務》 第14条の2 総務は、日本税理士政治連盟の総務会との連絡調整を担う。 第3章 執行機関 第2節 正副幹事長会 (正副幹事長会) 第16条 本連盟に、正副幹事長会を置く。 2 正副幹事長会は、幹事長、副幹事長、運動本部長及び運動副本部長で構成する。 3 同左 4 同左

れを主宰する。

第3節 委員会

(委員会)

第15条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため、次の委員会を置く。

- (1) 政策委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 組織委員会
- (4) 国対委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 後援会対策委員会

(委員会の所掌事項)

第16条 各委員会の所掌事項は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 政策委員会 本連盟の基本政策の企画立案及び税理士業務の確保・拡充対策の審議
- (2) 財務委員会 本連盟の財政の確立強化と健全な運営を図るための諸施策
- (3) 組織委員会 本連盟の組織活動の統一強化に関する諸施策
- (4) 国対委員会 本連盟の事業の遂行に必要な国会活動及び本連盟の選挙対策の企画立案
- (5) 広報委員会 本連盟の目的、事業達成のための情報収集、機関紙の発行その他の広報活動
- (6) 後援会対策委員会 各県税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策

第5章 審議機関

(幹事会)

第23条 本連盟に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事長及び

第3節 委員会

(委員会)

第17条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため、次の委員会を置く。

- (1) 政策委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 組織委員会
- (4) 国対委員会
- (5) 広報委員会

《新設》

(委員会の所掌事項)

第18条 同左

- (1) 政策委員会 本連盟の基本政策の企画立案、税理士業務の確保・拡充対策の審議及び各県税理士政治連盟における税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策

(2) 同左

(3) 同左

(4) 同左

(5) 同左

《新設》

第5章 審議機関

(幹事会)

第25条 同左

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事長、運動

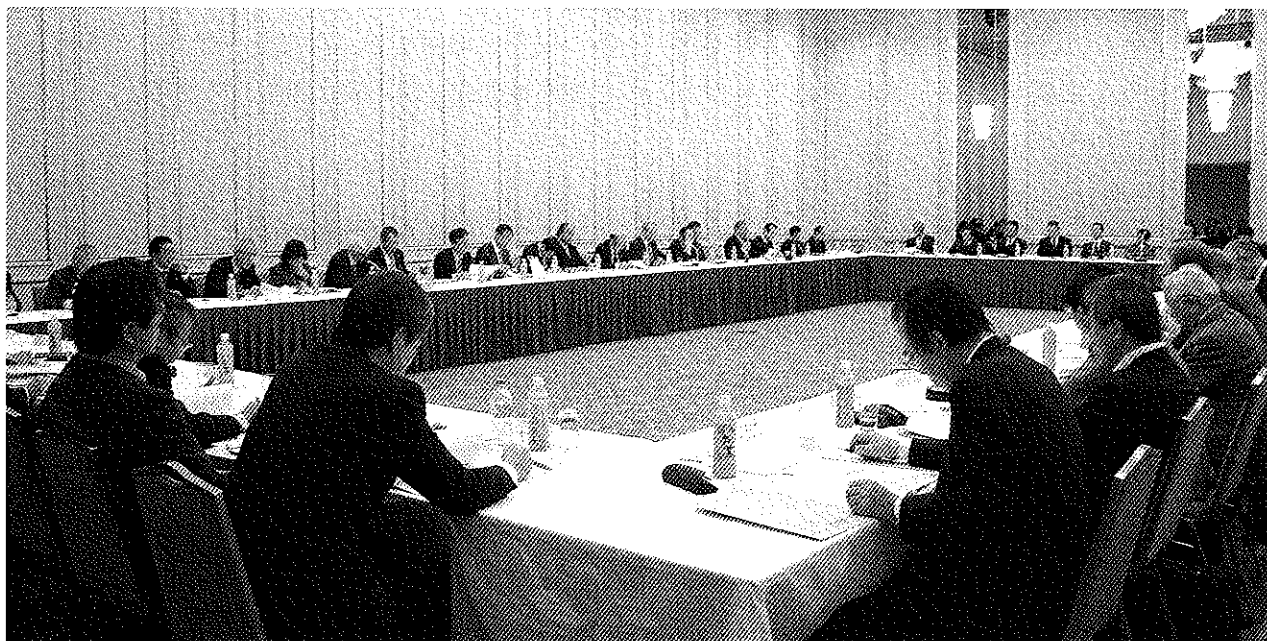
幹事で構成する。 3 幹事会は、本連盟の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。 (推薦審査会の議事) 第 27 条 推薦審査会の運営については、<u>第 24 条の規定を準用する。ただし、幹事会とあるを推薦審査会と読み替えるものとする。</u> 第 7 章 役員及び委員の任期 (役員の任期) 第 31 条 役員(会計監事を除く。)の任期は、<u>就任後第 2 回目の定期大会終了の時までとする。</u> 2 <u>会計監事の任期は、その選任後初めて招集される定期大会終了の時から就任後第 2 回目の定期大会終了の時までとする。但し再任を妨げない。(前項も同じとする。)</u> 3 補欠選任による役員の任期は、前任者の残任期間とする。 第 9 章 財 務 (寄附金) 第 38 条 本連盟は、本連盟の目的達成に賛助する個人及び政治団体から寄附金を受けることができる。 附 則 1. <u>この規約の一部改正は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。</u> 2. <u>第 31 条(役員の任期)の取り扱いについて、平成 23 年 4 月 1 日に就任した役員については、就任後第 3 回目の定期大会の終了の時までとする。</u>	<u>本部長及び幹事で構成する。</u> 3 同左 (推薦審査会の議事) 第 29 条 推薦審査会の運営については、<u>第 26 条の規定を準用する。ただし、幹事会とあるを推薦審査会と読み替えるものとする。</u> 第 7 章 役員及び委員の任期 (役員の任期) 第 33 条 役員(監事を除く。)の任期は、<u>その選任後初めて到来する事業年度開始の日から 2 年とする。</u> 2 監事の任期は、その選任後初めて招集される定期大会終了の時から就任後第 2 回目の定期大会終了の時までとする。但し再任を妨げない。(前項も同じとする。) 3 同左 第 9 章 財 務 (寄附金) 第 40 条 本連盟は、本連盟の目的達成に賛助する個人及び団体から寄附金を受けることができる。
---	--

以上、関東信越税理士政治連盟規約一部変更新旧対照表

東日本六税政連役員連絡協議会

～関税政が主催し大宮で開催～

広報委員長 高 田 悦 夫



1月25日、パレスホテル大宮で東日本六税政連役員連絡協議会が開催され、関税政から木村会長など22人、全体では75人が出席した。

この協議会は東日本の6つの税政連で構成され、持ち回り開催で12回目となる今回は関税政が主催した。出席者数は次のとおり

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 東京税政連（東京都） | 15人 |
| ② 東京地方税政連（神奈川、山梨県） | 14人 |
| ③ 千葉県税政連 | 15人 |
| ④ 北海道税政連 | 3人 |
| ⑤ 東北税政連 | 6人 |

協議会は、午後1時30分に開会した。坂口幹事長が司会、前嶋副会長が座長となり進められた。

主な協議事項は、後援会拡大の取り組み、会費収納率向上の取り組みの2点で、各税政連の担当者から発表された。

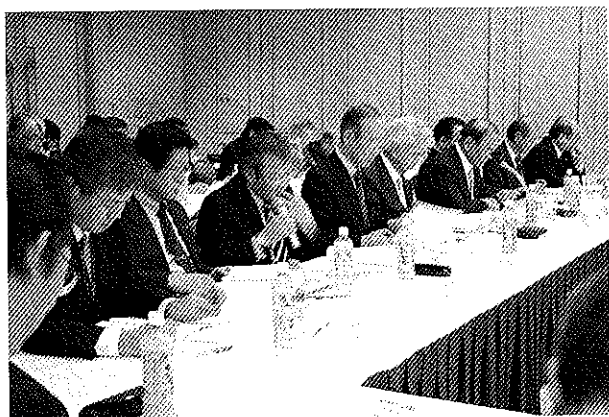
(1) 後援会拡大の取り組み

関税政の渡邊国対委員長は、国会議員後援会について次のように発言した。

21年8月の衆院総選挙前に40会あった。そして、現在までに設立・解散された後援会を加減すると、現在も同数の40会になっている。

党派別には自民党28会（△5会）、民主党11会（+5会）、無所属1会で、まだまだ民主党の割合が少ない。2つの大きな政党の時代にはどちらの政党が与党になっても、税理士会の要望を実現するためには後援会の数は均衡していることが望ましい。問題は、1つの選挙区に2つの後援会を設置するようになると、税理士会自体の調和を損なうことになるので、





どうクリアできるかが課題だ。関税政は、後援会の支援規程を作成し来年度から実施する予定でいる。

(2) 会費収納率向上への取り組み

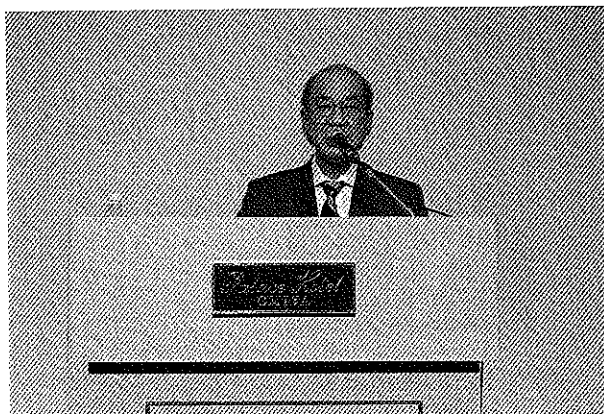
次に関税政の小林財務委員長は、次のように発言した。

関税政の規約第5条（組織）は、6県の県税政連で組織すると規定している。また、県税政連の規約ではその県の税理士会員で組織し、関東信越税理士会に入会している税理士会員でその県内に属するものは会員となると規定されている。

したがって、関東信越税理士会に入会している税理士会員は関税政の会員となる。

6県全体の収納率は77%で、中でも会員数の多い埼玉県は58%と低いが、他の5県は84%～96%である。埼玉県の都市部の大規模支部では50%を下回るところがある。

収納率向上の取り組みは、あらゆる機会を通して、税理士会の中における税政連の立場や活動の重要性を訴え続け、理解してもらうことに尽きる。また、税理士会本会の毎月行



われる新入会員の入会式において、税政連に関する説明の場を設けている。

(3) 他の税政連の状況

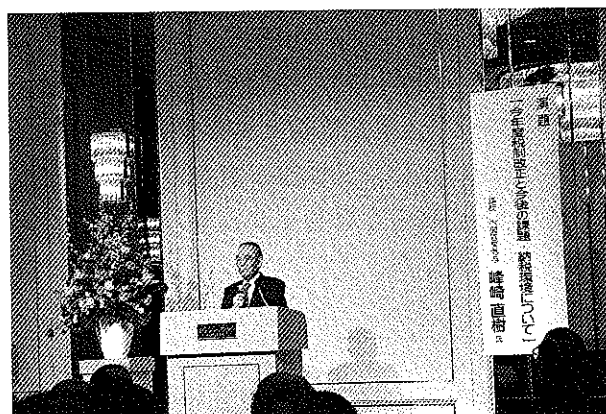
会費収納については、それぞれ税政連により異なる。税政連会員の規定も違うし年間の会費の金額も違う。

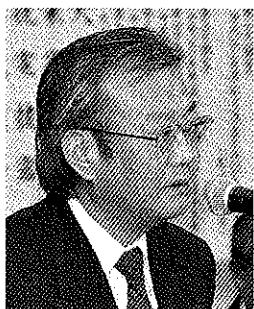
他の税政連では、加入届けを提出した者が税政連会員とするところもある。このような税政連の組織率は低いが、会員の収納率は100%に近くなるのである。

いずれにせよ、全体の税理士会員数から税政連会費を納入した割合は、どこも同じように特に都市部の大規模支部では低いことが報告された。

出席者から税政連活動の基礎でもある会費の問題について、収納率向上に向けた取り組みの情報を交換できたことは、大変有意義だったとの意見があった。

午後3時30分から、前財務副大臣で内閣官房参与の峰崎直樹氏による「納税者権利憲章と今後の税制改革の課題」に関する講演が1時間にわたり行われた。





平成23年度税制改正について

国対委員長

渡 邊 輝 男

1. 税制改正の要望運動について

日税連・日税政の平成23年度税制改正に関する当初の重点要望事項（平成22年6月24日）は、下記の通りであった。なお、法人税法におけるオーナー課税制度の廃止に伴う、所得税法における業務主宰役員（以下「一人オーナー」という。）の給与所得控除額の問題については、主税局から発表がなかったため、発表を受けてから対処するという事になった。

- ① 給与所得控除額の上限設定を設けること。
- ② 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすること。
- ③ 更正の請求期間を1年から5年に延長すること。
- ④ 納税者権利憲章（仮称）を制定すること。
- ⑤ 番号制度の導入（中期的な視点からの検討課題）

その後、税制改正の流れにおいて下記の問題点が浮上してきた。

- ① 法人税の実質税率を5%引下げる代替財源として、繰越欠損金の半額しか当期の所得と通算できないという案。
- ② 業務主宰役員の給与所得控除額をその他の役員の給与所得控除額と別枠で設ける案

この流れに対し、日税連・日税政は平成23年度税制改正に関する最重点要望事項（平成22年11月）を発表した。その内容は下記の通りである。

- ① 欠損金の繰越控除制限に反対する。特に、

中小法人についてはこの規定から除外すべきである。

- ② 給与所得控除全般の見直しに際しては、特定の役員（一人オーナー）に対する過度な税負担の増加には反対である。
- ③ 更正の請求期間の延長

私の記憶の中で、過去の税制改正の過程の中で、日税連・日税政が、適格な時期に適格な要望表明をしたこと、且つ、明確に反対表明をしたことは初めてである。周知の通り、平成23年度税制改正における日税連・日税政の要望の実現割合は80%位である。過って、1年に一つでも要望が実現できれば最高であったのに比べれば、夢のような結果である。私としては、この成果は、全国の税政連の仲間たちの努力の賜物であることも一因であるが、日税連・日税政がスピーディーに税制改正の流れに対処できる組織になったことが大きな要因になったと思っている。

2. 民主党の税制改正について

民主党の税制改正の特色を述べると二つある。一つは民主党という政党の性格であり、もう一つは民主党の戦略である。

性格について述べると、今回の税制改正は、良し悪しに関わらず公平の原則に基づいた改正であったということである。つまり、所得税においては

- ① 給与所得控除額について上限を設けたばかりでなく、法人役員（議員及び公務員を含む。以下同じ。）については更に厳しい上限を設けたこと。

- ② 勤続年数5年以下の法人役員の退職金について、2分の1課税を廃止したこと。
により、所得格差の是正を図ったこと。

また、所得税で補えなかった格差是正を相続税で補完するため

- ① 基礎控除額を「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引き下げた。
② 税率構造について、最高税率を55%に引き上げた。
③ 死亡保険金に係る非課税枠を「500万円×未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に該当する法定相続人数」

等の改正をしたことで推定できる。

「公平と効率のトレード」といわれるように、公平を追求すると効率が悪くなり、効率を追及すると市場経済は発展し格差社会になることを助長する。従って、今回の改正は景気対策を求める現況にとっては望ましい税制ではないかも

しれない。しかし、民主党の求めるものは、小泉政権が作り上げた格差社会、市場主義経済からの脱却であるから致し方ない。公平と効率のどちらかに重心をおくかは租税上の永遠の課題である。

民主党の戦略については、各種要望を幹事長室に集中させたことである。表向きは陳情の簡略化であるが、民主党は、要望を幹事長室に集中させることにより、要望の実現化のためには、団体に対し、民主党との協力関係の強化が必要であることを示した。裏返せば、団体は、選挙時において民主党に対して選挙協力しなければならぬというギブ・アンド・テイクの関係が成立したということである。さすがに「選挙の達人」が考えることにはそつがないと感嘆せずにはおられない。ともあれ、幹事長室に要望が集中するのであるならば、その要望は税理士会全体の要望であらねば効力はない。そういった意味で、今回の日税連・日税政合同のスピーディーな対応は意義深いものがある。



平成23年度税制改正の流れ

政策委員長

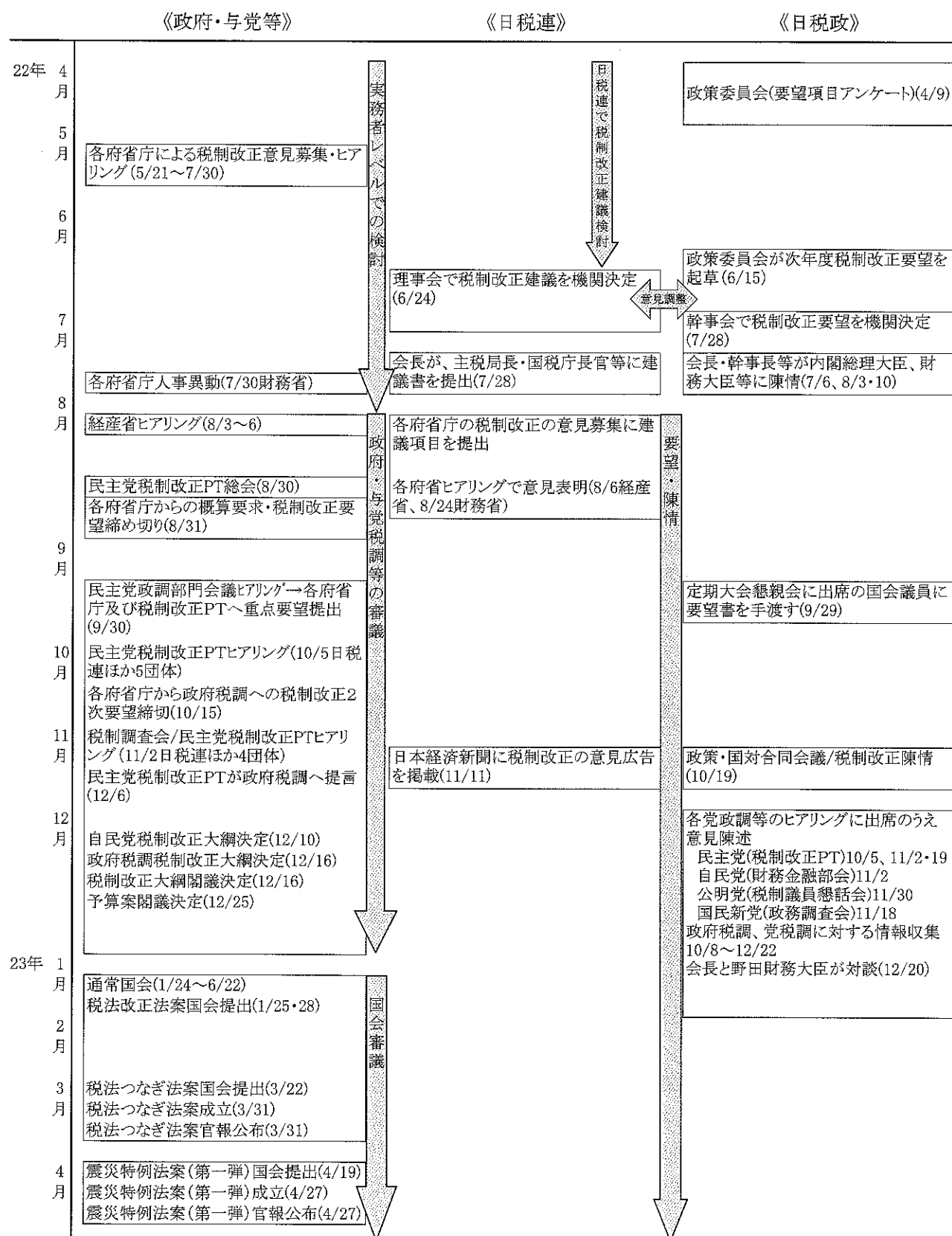
大 石 敬

平成23年度税制改正については、平成22年12月16日、平成23年度税制改正大綱が閣議決定された。その後、平成23年1月25日及び28日に「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」（以下「本体税制改正法案」という。）がそれぞれ閣議決定され、国会（衆議院）に提出されている。本体税制改正法案は平成23年4月30日現在、衆議院で審議中の状態である。なお、税法つなぎ法案の成立により、平成23年3月31日期限の規定は、一律に同年6月30日まで3か月間延長されている。また、震災特例法（国税及び地方税）の第1弾については、平成

23年4月27日に成立している。

4月29日、平成23年度第1次補正予算等に関して、民主党、自由民主党及び公明党による3党合意が交わされたが、この中に、「法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める」との記載がある。今後、本体税制改正法案の成立に向けて、与野党で審議されるが、通常国会（第177回国会）の会期末である6月22日までに意見が集約できるか注目される。平成23年度税制改正の流れの全体像については、16ページを参照して頂きたい。

平成23年度税制改正の流れ



後援会だより

税理士による 佐田玄一郎後援会

幹事長 長 島 敏 行

1. 後援会の活動状況

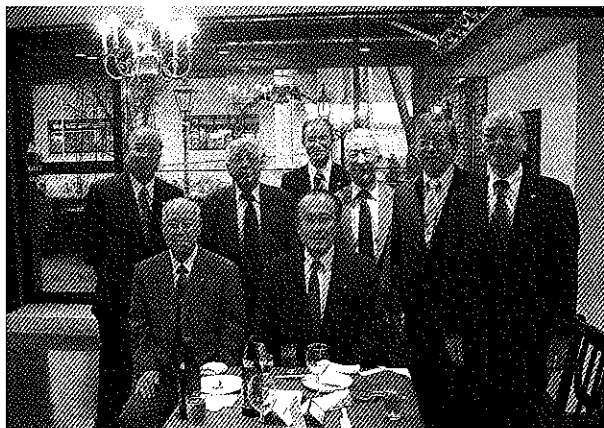
税理士による佐田玄一郎後援会は、平成21年6月20日に設立され、佐田議員の地元である前橋支部、沼田支部の会員69名で構成されています。

設立後は、21年8月衆議院議員選挙における出陣式参加、推薦状交付等、22年6月東京赤坂での「励ます会」への出席、22年9月税制改正要望項目の説明及び陳情等を行いました。

今後は、群税政並びに先行の後援会等のアドバイスをいただきながら、活動を充実させていきたいと考えております。

2. 佐田玄一郎議員のプロフィール

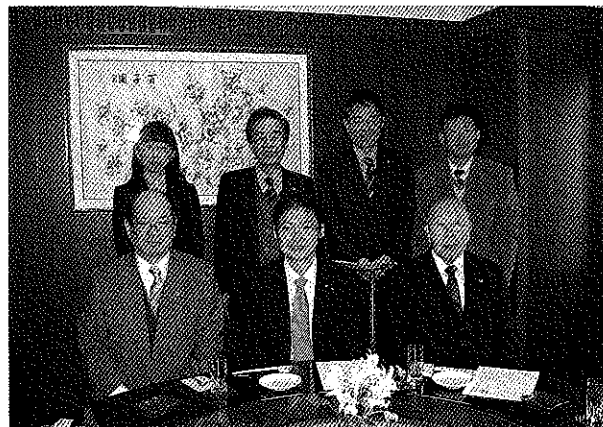
佐田玄一郎議員は、昭和27年12月22日前橋市に生まれ、北海道大学工学部卒業後、技術者として会社員時代を経た後、平成2年2月衆議院議員初当選。以来、当選回数7回を数え、自由民主党筆頭副幹事長、内閣府特命担当大臣（規制改革）等を歴任。現在、衆議院予算委員会委員、同国土交通委員会委員、自由民主党道州制推進本部長を務められています。



後援会設立総会にて佐田玄一郎議員を囲んで

税理士による 若林けんた後援会

会長 星 野 直 信



若林けんた後援会は、平成22年11月に1泊の国会・議員会館視察を企画し、議員による要請で財務省主税局にも参加いただき勉強会を設け、税制改正の検討課題を議論した。

新年になり、1月29日に、「若林けんた後援会 新春の集い」があり、後援会会員も多数参加した。講演では山本一太自民党参議院政策審議会長から「国会議員は頭が良く政策通だけでは大成しない。人間的魅力・元気・突破力そして素直でなければならない。若林けんた議員は20年に一度の逸材であります。」と若林議員への期待の大きさを語っていただき大満足。

確定申告期間中の2月21日には、長野市若里市民ホールでの納税相談会場を視察いただき、その後県税政役員との意見交換会を設けた。



税理士による国会議員等後援会名簿

平成23年5月1日現在

茨城県税理士政治連盟

後援会数計 7

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
梶山弘志	茨城4区	自民党		小林 満		
額賀福志郎	比例北関東	自民党	栗林 豊	飯嶋雄一	〒314-0116 神栖市奥野谷2031	0299-96-0767
岡田 広	参・茨城選挙区	自民党	海野隆夫	伊東浩太郎	〒310-0310 水戸市大工町3-11-14	029-225-2955
藤田幸久	参・茨城選挙区	民主党	小松昌次	篠原 勉	〒310-0801 水戸市桜川1-5-1 篠原税理士事務所内	029-231-2088

氏 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
※葉梨康弘	埼玉3区	自民党	秋元久典	加藤信彦	〒302-0023 取手市白山3-2-12	0297-74-2506
※丹羽雄哉	埼玉6区	自民党	湯原英右	根本和夫	〒300-0811 土浦市上高津826-5	029-821-7041

知 事 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
橋本 昌	茨城県	無所属	田村陽一	海野隆夫	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12F	029-221-8786

栃木県税理士政治連盟

後援会数計 5

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
山岡賢次	栃木4区	民主党	仲野光男	添野一雄	〒321-4217 芳賀郡益子町益子961-1	0285-70-2255
茂木敏充	栃木5区	自民党	大橋弘一	田野井 正	〒326-0808 足利市朝倉町3-13-4	0284-70-5757

氏 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
※船田 元	栃木1区	自民党		松井由和	前任者業廃につき変更手続き中	
※築瀬 進	参・栃木選挙区	民主党	浅井克己	小林健彦	〒320-0826 宇都宮市西原町80-7	028-658-1074

知 事 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
福田富一	栃木県	無所属	浅井克己	高田悦夫	〒320-0826 宇都宮市西原町80-7 浅井克己税理士事務所内	028-658-1074

群馬県税理士政治連盟

後援会数計 6

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
石関貴史	群馬2区	民主党	猪俣 健	石原 明	〒372-0832 伊勢崎市徐ヶ町367-8	0270-32-5533
福田康夫	群馬4区	自民党	高橋 清	小林 馨	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1	027-234-6131
小渕優子	群馬5区	自民党	田中国雄	石井敬浩	〒370-0849 高崎市八島町68-17 高德ビル6F	027-327-6700
佐田玄一郎	比例北関東	自民党	田子一夫	長島敏行	〒379-2164 前橋市東上野町94	027-261-1816
山本一太	参・群馬選挙区	自民党	嶋方菊司	重山義則	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館3F	027-234-6131

市 長 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
松浦幸雄	高崎市	無所属	塚越義和	八木義明	〒370-0801 高崎市上並榎町660	027-322-7585

埼玉県税理士政治連盟

後援会数計 13

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
武 正 公 一	埼玉 1 区	民主党	倉持育弘	松井明則	〒330-0052 さいたま市浦和区本太4-19-3	048-882-5985
石 田 勝 之	埼玉 2 区	民主党	小内利博	未 定	〒333-0816 川口市差間3-2-40	048-297-7720
神 風 英 男	埼玉 4 区	民主党	荻野光一	手塚英夫	〒353-0004 志木市本町5-22-13 桂ビル荻野税理士事務所内	048-472-3345
枝 野 幸 男	埼玉 5 区	民主党	秋山典久	羽生田天	〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 3-243-2 岡ビル1F	048-644-6044
大 島 敦	埼玉 6 区	民主党	榎本幸雄	水出陽一	〒362-0002 上尾市大字南88-12 関東信越税理士会上尾支部内	048-776-8777
小宮山泰子	埼玉 7 区	民主党	岡野雅幸	柴 亨	〒350-1123 川越市脇田本町14-23 カーニープレイス川越7F	049-246-6188
小 泉 龍 司	埼玉 11 区	無所属	阪上清太	長井建充	〒368-0034 秩父市日野田町1-1-20	0494-24-7540
柴 山 昌 彦	比例北関東	自民党	瀧島正男	川野 聡	〒359-0041 所沢市中新井3-22-6	04-2943-1222
新 藤 義 孝	比例北関東	自民党	小島泰一	吉野喜平	〒333-0845 川口市上青木西4-22-16	048-261-4803
関 口 昌 一	参・埼玉選挙区	自民党	阪上清太	笠原秀明	〒368-0034 秩父市日野田町1-1-20	0494-24-7540

氏 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
※山口泰明	埼玉 10 区	自民党	久保一則	小川 孝	〒355-0028 東松山市箭弓町1-17-19 ルネスカーサ102号	0493-25-2670

知事・市長名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
上 田 清 司	埼 玉 県	無所属	山村昭康	荻野光一	〒330-0854 さいたま市大宮区大成町 1-289-2	048-665-3111
富 岡 清	熊 谷 市	無所属	吉田嘉高	田代充雄	〒360-0041 熊谷市宮町2-144 コーポ ピアネーズ203 熊谷支部内	048-521-3312

新潟県税理士政治連盟

後援会数計 2

氏 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
※稲葉大和	新潟 3 区	自民党	小柳充夫	小野寺真夫	〒957-0055 新発田市諏訪町1-13-17 税理士会新発田支部内	0254-22-8598
※吉田六左エ門	比例北陸信越	自民党	永野 孝	代理渡邊久雄	〒951-8114 新潟市中央区営所通り 二番町692-35	025-225-2202

長野県税理士政治連盟

後援会数計 8

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
羽 田 孜	長野 3 区	民主党	長井久雄	田中哲夫	〒386-0041 上田市秋和295-1 税理士法人長野合同経理センター	0268-22-6101
吉 田 博 美	参・長野選挙区	自民党	湯沢廣雄	原 優	〒395-0041 飯田市中央通り3-19	0265-22-1363
小 坂 憲 次	参・比例代表	自民党	柄澤重登	中村秀雄	〒380-0802 長野市上松1-2-6	026-234-2764
若 林 健 太	参・長野選挙区	自民党	星野直信	宇賀田 潔	〒380-0906 長野市大字鶴賀字七瀬 751-6 大成第二ビル5F	026-227-5418

氏 名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	後援会事務所所在地	電話番号
※務台俊介	長野 2 区	自民党	吉澤利喜平	百瀬征男	〒390-0861 松本市蟻ヶ崎1-3-6	0263-32-6064
※後藤茂之	長野 4 区	自民党	宮澤良康	大月春雄	〒392-0027 諏訪市湖岸通り1-17-10	0266-58-3838
※宮下一郎	長野 5 区	自民党	坂井武司	村上資昌	〒399-3705 上伊那郡飯島町七久保734-2	0265-86-2575
			今村邦彦	高橋岑俊	〒399-2563 飯田市時又1045	0265-26-1510

※印は非現職

後援会数合計41

各県税政連活動報告

茨城県税理士政治連盟

前幹事長 田 村 陽 一

1. 平成23年度税制改正要望

民主党の「茨城県連政策推進委員会」への税制改正陳情について

民主党県連からの呼びかけに応じて、平成22年11月16日午後、水戸市の民主党茨城県連の会議室にて標記の陳情を行った。

茨城県税政連からは、田村幹事長、根本副幹事長の2名が出席した。

まず去年の税制改正でいわゆる「オーナー課税」が廃止になったことに対するお礼を述べてから、日税連・日税政で作成した「平成23年度税制改正に関する要望」を用いて、①所得税関係から「給与所得者に対する課税のあり方についての見直し」②法人税関係から「交際費課税における交際費等の範囲の見直し等」③納税環境整備関係から「更正の請求をすることができる期間の延長を行うこと」等について説明をし、陳情した。

2. 新春賀詞交歓会

1月14日午後3時から、水戸市のホテルレイクビュー水戸において、県連、税協、税政連3団体が一堂に会しての賀詞交歓会を開催した。

今年の賀詞交歓会は、昨年に引続き後援会を組織してある国会議員と前国会議員、更に県内すべての国会議員を来賓として招待した。出席者は、国会議員本人が7名、前国会議員1名、代理の秘書が8名、総勢16名となった。

なお昨年には、前国会議員の赤城徳彦後援会



三会の代表者 若山県連会長
早川税協理事長 坂口税政連会長

及び岡部英明後援会は両名が次期国政選挙に出馬しないことがわかり税理士による後援会を解散している。

あいさつは、衆議院議員の福島伸享氏、大泉博子氏、高野守氏、石井章氏（以上民主党）額賀福志郎氏（自民党）、石井啓一氏（公明党）、参議院議員の藤田幸久氏（民主党）、最後に前衆議院議員の葉梨康弘氏からいただいた。

今年は国政選挙が予定されていないこともあり、会場全体が昨年や一昨年に比べて和やかな雰囲気だった。

当日は、茨城県内の地元金融機関、生損保会社、各種の事業会社、税務関連協力団体、地元新聞社等を来賓として招き、私たち税理士会会員との懇親を深めた。税政連からは、各後援会や幹事会の役員が出席した。また関税政から木村義会長が来賓として出席された。



福島伸享衆議院議員（民）



大泉博子衆議院議員（民）



高野 守衆議院議員(民)



石井 章衆議院議員(民)



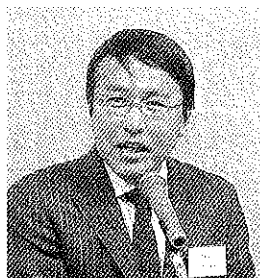
額賀福志郎衆議院議員(自)



石井啓一衆議院議員(公)



藤田幸久参議院議員(民)



葉梨康弘前衆議院議員



橋本 昌茨城県知事

栃木県税理士政治連盟

幹事長 高 田 悦 夫

1. 平成23年賀詞交歓会

栃税政は、1月23日(日)午後4時宇都宮の東武ホテルグランデにおいて、県連、栃税協と

の共催で新年賀詞交歓会を開催し、県内各支部から90人の会員が出席した。



また、福田知事、佐藤宇都宮市長が来賓としてお見えになり、忙しい政治日程の中にもかかわらず、衆参合わせて8人の本県選出の国会議員が出席された。

中村県連会長の開会の辞に続き、関口栃税政会長による主催者あいさつが行われた。

来賓を代表して木村関税政会長があいさつ、藤沼関税協理事長の乾杯で懇親に入った。

出席の知事、市長、国会議員から受付順に、次に関税政の役員7人からもあいさつをいただいた。八木国保組合理事長の万歳三唱、長谷川栃税協理事長の閉会の辞をもって定刻6時、恒例の第18回新年賀詞交歓会は盛会のうちに終了した。



2. 後援会活動報告

税理士による福田とみかず後援会(福田富一栃木県知事)の役員会が1月23日東武ホテルグランデにおいて開催され、浅井後援会会長ほか13人が出席した。



平成22年分の活動報告、決算報告が高田後援会幹事長からあり承認された。

その後の新年賀詞交歓会に大変お忙しい中、福田知事が出席され役員や後援会会員と懇談された。

3. 平成23年年始の活動報告

栃税政は平成23年年始の国会議員等の会合に、会長・幹事長・副幹事長が出席し対応している。

○2月5日(金)護国会館(宇都宮市)

船田元 平成23年 新春の集い

【船田元 前衆議院議員・自民】

○2月8日(火)今市文化会館(日光市)

福田あきお後援会総連合会総会

【福田昭夫 衆議院議員・民主】

○2月9日(水)KKRホテル東京

賢友セミナー

【山岡賢次 衆議院議員・民主】

○2月10日(木)ホテルニューイタヤ(宇都宮市)

谷ひろゆき後援会総連合会新年会

【谷博之 参議院議員・民主】

○2月11日(金)小山グランドホテル

さとう勉後援会総連合会 新春の集い

【佐藤勉 衆議院議員・自民】

○2月19日(土)宇都宮グランドホテル

2011新春フォーラム&後援会の集い

【上野通子 参議院議員・自民】

○2月26日(土)アピア(宇都宮市)

石森久嗣 2011春の集い

【石森久嗣 衆議院議員・民主】

○2月26日(土)宇都宮グランドホテル

渡辺よしみを囲む新春の集い

【渡辺喜美 衆議院議員・みんな】

4. 栃税政臨時大会



東日本大震災後の混乱の続く3月23日(水)、宇都宮市民文化会館において、栃税政の臨時大会が開催された。

高田悦夫幹事長の司会進行により午後1時30分に開会し、関口俊一会長から税理士業界を取り巻く現在の情勢などのあいさつがあった。

司会から、臨時大会が定足数を満たしており有効に成立している旨の報告があり、議長に福田朗副会長を選任し、議事に入った。

第1号議案「規約一部変更の議決を求める件」については、安納宏和副幹事長から運動本部を廃止し、後援会対策委員会を設置することについての提案説明があり、第2号議案「役員改選の議決を求める件」については、倉井章副幹事長から候補者(案)について説明があり、議長は議場に諮ったところそれぞれ満場一致で可決承認された。



関口会長が退任し、後任の会長に中村芳雄副会長が就任し、高田幹事長の留任が決まった。中村新会長のあいさつの後、午後1時50分臨時大会を閉会した。

群馬県税理士政治連盟

前幹事長 柳 田 廣 隆

まず、東日本大震災により、甚大な被害に見舞われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

日本経済が好転しない時、さらに大震災の影響で電力、石油、食料等のライフラインの逼迫により、各産業界は窮地に陥っている。今こそ日本の底力を発揮し、日本再建の実現に向け全国民が一致団結しこの窮地を乗り越えることを祈念している。

確定申告期に、このような大災害にみまわれた東北・関東の税理士事務所は、計画停電により電子申告にも支障を生じた。

想像を絶する自然災害に対し、人間の無力さを感じたときでもあった。

1. 国会議員に対する税制改正要望

平成22年 9 月 8 日群馬県税政連の役員は、永田町の国会議員会館へ出向き、税制改正要望のもとに陳情を行った。

①山本一太参議院議員

本人と秘書に対して税制改正要望事項のうち4点について重点要望を行った。

山本議員は、重点的な要望であると、研究グループとの検討会においても説明し易く、かつ検討事項がしばれるため有効な方法であるとの見解を述べられた。

②小淵優子衆議院議員

女性の目線からは、今回の重点項目にない配偶者関係や子供手当等のことについて陳情してほしかったとの見解を示された。

小淵議員は、県内トップの得票数を維持して当選しており、やはり小淵議員の県民に与える影響は大きいと思われる。

③石関貴史衆議院議員

平成22年 8 月に、税理士による石関貴史後援会が猪俣健後援会会長により設立された。

群馬県初の民主党議員の後援会の設立となった。

石関議員に対しても、猪俣後援会会長より重点項目の陳情を行った。

石関議員は、税理士会の要望事項に関しては、特に、国の財政にも影響を与えるので優先して、検討していく考えであると、力強いことばをいただいた。

また、陳情中、県内民主党の柿沼正明議員も同席していただいた。

④佐田玄一郎衆議院議員

平成22年 9 月 5 日高崎ビューホテルにて、群税政役員・後援会役員約15人で、税制改正の陳情を行った。当日は、手島保県連会長の祝賀会も開催され、佐田議員も出席された。そこで、約30分程度、田子後援会長より重点項目について説明し、佐田議員から全力を尽くして、税理士会のために頑張りますとのことばをいただいた。

2. 後援会活動

①小淵優子後援会

平成22年 4 月24日ホテルメトロポリタン高崎にて、後援会会員・群税政役員約35人出席のもと、本人の近況と国政報告がなされた。引続き懇親会にて、会員との交流を深めていただいた。

②佐田玄一郎後援会

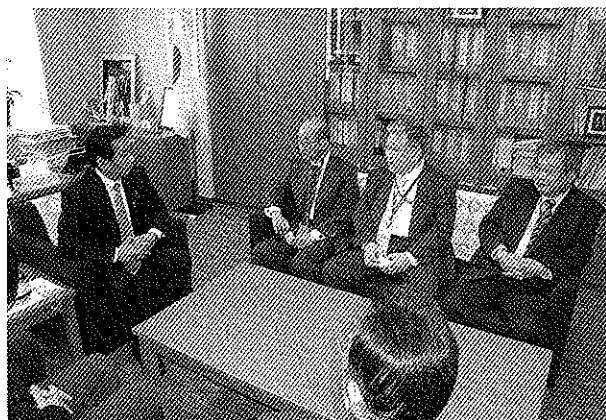
平成22年 6 月グランドプリンスホテル赤坂において、政治資金パーティーに参加した。当日は、田子後援会長他2人が出席した。

③山本一太後援会

2月26日前橋グリーンドームにて、政治資金パーティーに群税政役員・後援会役員5人が出席した。

埼玉県税理士政治連盟

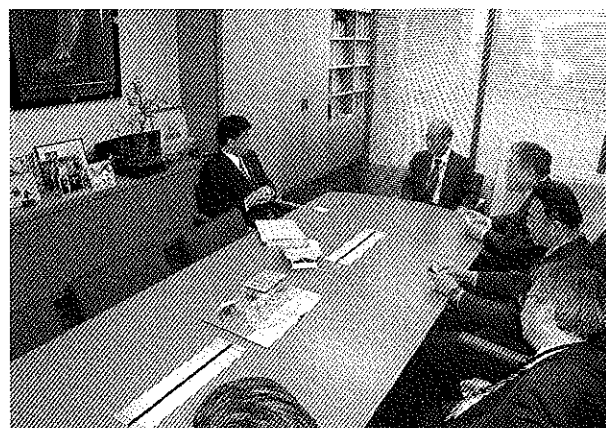
幹事長 渡 邊 輝 男



昨年の7月11日の第22回参議院通常選挙後の活動としては、7月23日（月）に埼玉県選出の民主党国会議員との連絡会議において、平成23年度の税制改正要望項目を陳情、特に、納税者の権利の拡大を目指して更正の請求期限を1年から5年にして頂くことを要望した。

10月20日（水）に行われた埼玉県連主催の新人会員説明会において、税政連の必要性等をPRし、埼玉税政に加入していただくよう努めた。

10月中旬から平成23年度税制改正大綱発表時までの間は、改正要望項目の実現のため、埼玉県選出の国会議員（以下「国会議員」という。）に対して数度にわたり陳情を行った。その結果として、数多くの要望が実現した。



年末から年始にかけては、例年通り、数多くの国会議員の国政報告会や新春の集いが催されたため、出席もれがないように、埼玉税政の役員が総出でこれに対応した。国会議員のパーティーについては昨年記載したため、今回は省略する。

今年の4月10日（日）の統一地方選挙の一環として行われた県議選において、埼玉税政としては9名（民主5名、自民1名、無所属3名）の推薦をしたが、当選者は5名（民主1名、自民1名、無所属3名）であった。民主党離れを感じる選挙であった。

埼玉税政は、3期前から役員が変更になるたびに議員会館に赴き、国会議員に新役員の挨拶回りをすることになっている。今年は4月13日（水）に行った。正午に衆議院第2議員会館に集合した後、午後3時15分まで第1回正副幹事長会議を行い、幹事会、定期大会、規約改正等について協議し、その後、衆議院第2議員会館、衆議院第1議員会館、参議院議員会館と挨拶回りを行った。挨拶回りを行った国会議員は下記の通りである。在室しておられた議員は数名いたが、特に、新藤義孝議員（自民）、本多平直議員（民主）、関口昌一議員（自民）とは会議室において懇談した。また、西田昌司議員（自民）は本人が税理士ということもあり、会議中に挨拶に見えられた。

選挙区	党派	議員名	後援会	議連
1区	民	武正 公一	有	加入
2区	民	石田 勝之	有	加入
3区	民	細川 律夫		加入
4区	民	神風 英男	有	加入
5区	民	枝野 幸男	有	加入
6区	民	大島 敦	有	加入
7区	民	小宮山 泰子	有	加入
8区	民	小野塚 勝俊		加入
9区	民	五十嵐 文彦		加入
10区	民	松崎 哲久		加入
11区	無	小泉 龍司	有	
12区	民	本多 平直		加入
13区	民	森岡 洋一郎		加入

14区	民	中野 譲		
15区	民	高山 智司		加入
比例	自	新藤 義孝	有	加入
比例	自	柴山 昌彦	有	加入
埼玉	民	山根 隆治		加入
埼玉	民	行田 邦子		加入
埼玉	自	古川 俊治		加入
埼玉	民	大野 元裕		加入
埼玉	自	関口 昌一	有	加入
埼玉	公	西田 実仁		

2. 場 所 上越弁護士法人事務所

3. 出 席 者 議員秘書、税理士2人

風間直樹 民主党(参 比例)

1. 日 時 平成22年12月1日(水)

13時30分～14時

2. 場 所 風間直樹事務所

3. 出 席 者 議員秘書、税理士1人

黒岩宇洋 民主党(衆)

新潟県税理士政治連盟

前幹事長 水 落 信 市

1. 税制改正要望での国会議員との接触状況について

新税政は後援会ともに、平成23年度の税制改正に関する要望を地元国会議員に対して行った。要望書の中から重点項目について説明し、実現に向け陳情した上、要望書を手交した。

水落敏栄 自民党(参 比例)

1. 日 時 平成22年10月1日(金)

16時30分～17時

2. 場 所 水落敏栄十日町事務所

3. 出 席 者 議員秘書、税理士5人

森ゆうこ 民主党(参)

1. 日 時 平成22年11月26日(金)

13時30分～14時

2. 場 所 森ゆうこ事務所

3. 出 席 者 議員秘書、税理士1人

筒井信隆 民主党(衆)

1. 日 時 平成22年11月28日(日)

14時～14時20分



1. 日 時 平成22年12月5日(日)

16時～16時30分

2. 場 所 大観荘せなみの湯

3. 出 席 者 国会議員、税理士4人

4. 活動等の内容

平成23年度税制改正に関する要望書を渡し、要点を説明した。平成23年度となっているが、長年要望しているものがあるので平成24年度以降に反映して欲しい旨、要望した。特に重点項目について強く陳情した。

塚田一郎 自民党(参)



1. 日 時 平成22年12月11日(土)

9時30分～10時

2. 場 所 塚田一郎新潟事務所

3. 出席者 国会議員、税理士2人

4. 活動等の内容

平成23年度税制改正の要望書を手交し、内容を詳細に説明し、陳情した。

鷲尾英一郎 民主党(衆)

1. 日 時 平成22年12月11日(土)

11時30分～12時30分

2. 場 所 柏崎支部事務局

3. 出席者 国会議員、税理士6人

4. 活動等の内容

平成23年度の税制改正に関する要望書により次の項目について陳情した。

(1) 給与所得控除額について上限を設けること。

(2) 更正の請求期間の延長等、その他。

中原八一 自民党(参)

1. 日 時 平成22年12月13日(月)

10時～10時40分

2. 場 所 中原八一新潟事務所

3. 出席者 事務局長、税理士2人

西村智奈美 民主党(衆)



1. 日 時 平成22年12月13日(月)

18時～19時30分

2. 場 所 ホテルイタリア軒

3. 出席者 国会議員、税理士2人

4. 活動等の内容

平成23年度の税制改正に関する要望書を手交して、内容について詳しく説明し、陳情を行った。続いて、西村ちなみ「望年会」に出席した。

田中眞紀子 民主党(衆)

1. 日 時 平成22年12月15日(水)

13時～14時

2. 場 所 田中事務所

3. 出席者 議員秘書、税理士1人

長島忠美 自民党(衆 比例)

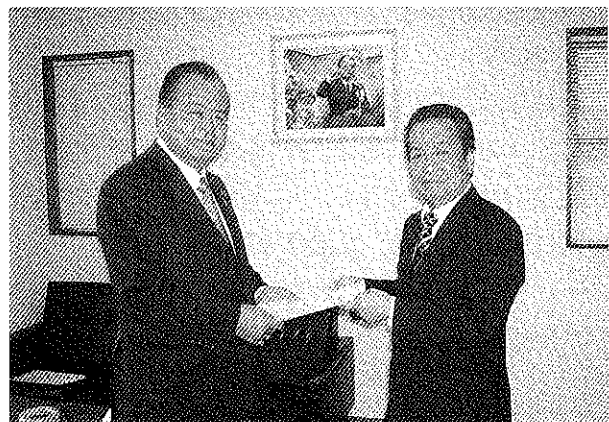
1. 日 時 平成22年12月15日(水)

14時～15時

2. 場 所 自民党第5支部長岡事務所

3. 出席者 議員秘書、税理士1人

漆原良夫 公明党(衆 比例)



1. 日 時 平成23年1月4日(火)

14時10分～14時30分

2. 場 所 漆原事務所

3. 出席者 国会議員、税理士1人

4. 活動等の内容

平成23年度の税制改正の要望書を手交し、内容について説明し、実現方を陳情した。

田中直紀 民主党(参)

1. 日 時 平成23年1月15日(土)

16時～16時30分

2. 場 所 ホテル日航新潟

3. 出席者 国会議員、税理士1人

4. 活動等の内容

平成23年度の税制改正の要望書を手交して説明し、実現方について陳情した。

長野県税理士政治連盟

2. 新潟県税理士政治連盟 臨時大会

3月23日(水)午前11時より、新潟県税理士会館において新税政の臨時大会が開催された。

森山副幹事長の司会により開会した。大会に先立ち、3月11日に発生した東日本大震災の犠牲者に対し、出席者全員で黙禱を奉げた。

次に、司会から定足数の報告があり、代議員80人のうち70人の出席(うち委任状45人)で、臨時大会が適法に成立している旨宣言された。

渡辺副会長の開会の言葉の後、江口新税政会長は次のとおりあいさつした。

確定申告さなかの3月11日に発生した東日本大震災その後の原発事故と、東日本はかつてない被害にみまわれ、被災者に対する一刻も早い政府の特段の救援を期待する。

原発事故については他人事ではなく、当県にも柏崎刈羽原発があり、毎日心配しているが今のところ異常はないようだ。この震災に対して、新税政としてもできうるかぎりのことはしたいと思っている。

本日は役員の任期満了に伴う改選のために臨時大会を開催した次第で、十分な審議をお願いしたい。

続いて、議長に中田有信顧問を選出し議事に入った。議案「役員任期満了に伴う改選の議決を求める件」について、水落幹事長が提案説明し新役員の選任案を提示した。議長はこの件について議場に諮ったところ、満場一致で可決承認され新役員が決定した。

最後に、高橋昭夫代議員の閉会の言葉で臨時大会は終了した。

幹事長 百 瀬 征 男

昨年12月16日税制改正大綱は閣議決定され、本年1月26日政府は税制改正法案を国会に提出、2月15日衆議院財務金融委員会に付託されている。法人税の実効税率引き下げと所得税や相続税の増税による対前年度9.4%増、41兆円の税収見込案である。

また、マスコミ報道はされていないが、納税者権利憲章の制定と税務調査手続法制化の改正は、納税者主権を目指す環境整備において、今後の税務行政のあり方に大きな影響を与え、税理士法第一条(税理士の使命)にも波及する重要な改正である。

長税政では、機関誌「長野県税政連だより」第28号において「納税者の権利保護に関する考え方」及び「税制改正大綱にみる税務調査手続の改正」と題してその問題点を集約発表し陳情活動を実施した。

1. 矢崎公二議員に提言

2月4日茅野市議会棟において矢崎公二民主党衆議院議員(長野県4区)を迎え、納談会場視察後提言活動を実施した。納税者権利憲章制定の根源は、国家と国民の間における信頼と敬意に基づくにありとして、国税の調査に関する法制上の問題点を次のとおり陳情した。

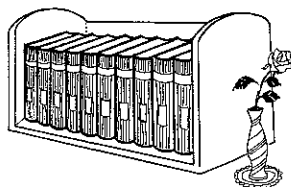
税務調査手続の法制化にあたって

1. 無予告調査

税務調査に支障を及ぼすに足る客観的要件を開示し、その具体的必要性を知らしめた法整備を望む。

2. 反面調査

客観的必要性を開示し、納税者の同意を必要とする法整備を望む。



3. 調査目的

調査の客観的必要性に着目した法整備を望む。

4. 修正申告の勧奨

納税者の意思を抑圧した修正申告の勧奨は納税者主権に反することとなる。

5. 再調査

納税者の正当な手続保障を抑圧する改正には反対する。

6. 物件の預り

質問検査権限強化の改正であり、刑法領域（領置）に及ぶ改正には反対である。



2月4日 茅野市議会棟において 矢崎公二議員

2. 若林健太議員との勉強会

2月21日長野市若里文化ホールにおいて若林健太自民党参議院議員（長野県区）を迎え納談会場視察を実施、長野県連から高野副会長、長野支部から堀越支部長同席のもと、阿久津長野署副署長と共に電子申告による合理的事務処理の現場を視察後、国政報告と勉強会に入った。

議員からは次の報告事項があり、税理士との定期的勉強会を開催したい旨のご提案をいただいた。

1. 民主党政権では、平成22年度改正において年少扶養控除と前期特定扶養控除の上乗せ部分が廃止され、平成23年度改正では成年扶養控除を原則廃止、平成24年度改正で

は配偶者控除を原則廃止の方向である。家族単位主義から個人単位主義への拙速な変革は、我が国の家族制度や文化の崩壊を招きかねない。控除から給付への理論的考え方をみなさんと共に検討していきたい。

2. 平成23年度改正案では、贈与税・相続税において最高税率を55%に引上げ、制度上初めて50%を超えることとなる。遺産課税方式への転換や基礎控除の定額部分3千万円への引下げも共に検討していきたい。

3. 臨時大会開催される

2月10日長税政臨時大会は、松本市の県税理士会館において代議員68人出席のもとに開催された。提出議案の1は、後援会対策委員会の新設及びこれに伴う委員会の構成並びに委員会職務の変更、その2は、次期役員選任の件であり、両議案は共に全会一致をもって可決承認された。

第1号議案は、日税政の規約改訂に準じて新たに後援会対策委員会を設け、税理士による国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策を審議するとした委員会強化の改正であり、第2号議案は、国政が混沌とする中、税理士を取りまく環境は厳しさを増し、特に税理士法改正については予断を許さないとして、現執行体制維持を前提とした布陣を曳いた。



2月10日 税理士会館（松本）において

関 税 政 の 動 き

平成22年12月15日 東日本六税政連協議会の準備会議
(本会会議室)

議題 1) 東日本六税政連役員連絡協議会の運営について

平成22年12月15日 正副会長・正副幹事長合同会議
(本会会議室)

議題 1) 臨時大会開催について
2) 東日本六税政連連絡協議会について
3) 後援会支援規程について
4) 本連盟規約改正について

平成23年 1 月25日 役員候補選考会
(パレスホテル大宮)

議題 1) 次期役員候補者の選考について
2) 3月29日開催の臨時大会の運営について

平成23年 1 月25日 東日本六税政連協議会の事前
準備会議 (パレスホテル大宮)

議題 1) 東日本六税政連役員連絡協議会の運営について

平成23年 1 月25日 東日本六税政連役員連絡協議会
(パレスホテル大宮)

議題 1) 後援会拡大の取り組みについて
① 現在の状況について
② 今後の方針について
2) 会費収納率向上の取り組みについて
① 現在の状況について
② 今後の方針について
3) 各税政連からの意見について
4) 次回開催予定について

平成23年 3 月 3 日 臨時大会打合せ会 (本会会議室)

議題 1) 3月29日開催の臨時大会提出議案について

平成23年 3 月10日 幹事会 (書面審議)

議題 1) 臨時大会提出議案について

平成23年 3 月29日 臨時大会(税理士国保組合会議室)

議題 1) 規約の一部変更の議決を求める件
2) 役員任期満了に伴う改選の議決を求める件

平成23年 3 月29日 委員長会議
(税理士国保組合会議室)

議題 1) 平成23年度組織活動について

平成23年 4 月 7 日 幹事会 (書面審議)

議題 1) 推薦審査会委員の委嘱について
2) 顧問の委嘱について
3) 役員選考規則の一部変更案について
4) 表彰基準の一部変更案について

平成23年 4 月15日 広報委員会 (本会会議室)

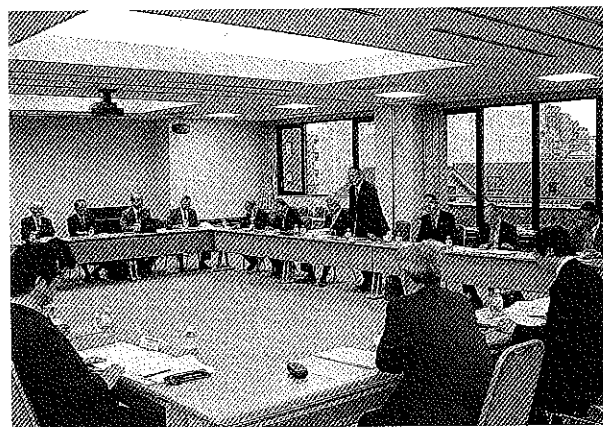
議題 1) 「関税政」第22号の反省について
2) 「関税政」第23号の編集について

平成23年 4 月19日 委員長会議
(税理士国保組合会議室)

議題 1) 第45回定期大会議案書の作成について

平成23年 4 月19日 正副会長・正副幹事長合同会議
(税理士国保組合会議室)

議題 1) 新役員の決定について
2) 第45回定期大会について



平成23年4月19日 正副会長・正副幹事長合同会議

平成23年 4 月26日 幹事会 (書面審議)

議題 1) 第45回定期大会各県税政連選出代議員割当数案について

平成23年 4 月28日 正副幹事長会 (本会会議室)

議題 1) 第45回定期大会議案について
2) 第45回定期大会諸準備について

税理士による、税理士業界のための団体 それが日本税理士共済会です

東日本大震災に際し、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、不幸にして亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

日本税理士共済会は昭和28年西日本の豪雨災害を契機として設立された団体であり、以来、税理士相互扶助の精神に基づき、税理士自身によって運営されております。

このたびの大震災にて被災された日本税理士共済会会員の皆様には、些少ではありますがお見舞い金をお支払いします。詳細は本会ホームページ等でお知らせしております。

また、日本税理士共済会では日本税理士会連合会を通じ、被災地への義援金の拠出も行っております。

日本税理士共済会は今後もこの未曾有の災害に際し、本会会員のみならず、被災地域の税理士業界のみならず税理士相互扶助団体としてできることを検討、実行してまいります。みなさまの安全と一日も早い復興を心から祈念申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 井山要一

税理士業界のがんばる勇気を応援します。共済会の保障制度

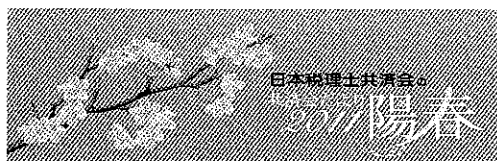
現在新規ご加入の方に限り現在募集中の3制度の募集締切を延長します。

パンフレット等に記載の締切日を5月9日から5月20日まで延長。資料請求は5月13日までをお願いします。

税理士団体保障 ————— 災害割増特約付団体定期保険・一時払終身保障移行プランもある生命保障

選べる医療保障マイセレクト — オプション保障が充実。一時払終身保障移行プランを新設！

所得補償 ————— ケガ・病気による就業不能を補償。家事従事者も加入可能



この封筒で3月下旬にパンフレットをお送りしました。
お手元がない場合は、ホームページをご覧ください
5月13日までに資料請求願います

税理士業界の皆様の
ライフスタイルに
ちょっとエッセンスをご提供

LIFE CAFE vol.4 Spring

4月上旬お届けしました

LIFE CAFE

オフィシャルウェブサイトOPEN

life cafe 共済会

検索

<http://www.life-cafe.jp/>



税理士事務所の福利厚生向上へ新しい医療保険が登場

ハイパーメディカル (医療補償事務所加入プラン)

記名、個別告知、年齢・人数制限なしで、所長(代表社員)・補助(社員)税理士を含む、全職員・社員が一括加入できます。

保険料は業種・年間売上高で決定します。年間売上4000万円の税理士業で一事務所月々わずか10,850円(契約例)

ケガ・病気入院による健康保険の3割自己負担、先進医療費用、差額ベッド代など治療実費を補償。

さらに24時間健康相談やセカンドオピニオンアレンジサービスなども全職員がご利用いただけます。

ハイパーメディカル取扱 AIU保険会社代理店(株)永愛友オフィス

詳細のお問合せ
お申込みは

日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321

FAX 03-5740-0323

e-mail: jim@zeirishikyosai.com



税理士共済会

検索

<http://www.zeirishikyosai.com>

事務所と関与先を守る安心の補償

税理士 職業賠償責任保険

新規加入のおすすめ

2011年度募集要項

受付期間／2011年6月上旬～6月30日
(加入申込書類を6月上旬に郵送します。)

加入単位／開業税理士・税理士法人

保険期間／2011年7月1日午後4時～2012年7月1日午後4時

保 険 料／契約タイプ(1請求支払限度額500万円～3億円)と事務所総人数等によって保険料が異なります。

加入手続／払込取扱票兼加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、6月30日(木)までに郵便局から保険料をお払い込みください。

引受保険会社(共同保険)

- 東日本幹事引受保険会社●
株式会社損害保険ジャパン
(担当)営業開発第二部第二課 TEL. 03-3349-4034
- 西日本幹事引受保険会社●
東京海上日動火災保険株式会社
(担当)広域法人部法人第三課 TEL. 03-3515-4153

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧ください。か、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■2011年度制度改定のお知らせ■

1. 保険料を10%引き下げました。
2. 免責金額を60万円から30万円に改善しました。
3. 業務廃止後の補償期間を5年間から10年間に延長しました。
4. 一請求支払限度額3億円タイプ(7型)を新設しました。

SJ10-11980(2011年2月22日)／10-T-10171(2011年2月作成)

【取扱代理店】 株式会社 日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 ☎0120-320-912 <http://www.zeirishi-hoken.co.jp>



「箭弓稲荷神社ばたん園」



市の花「ばたん」

写真提供：東松山市広報広聴課

編 集 後 記

関税政第23号発行にあたり、広報委員会が4月15日に開催された。

それぞれ寄稿いただいた文章には、3月11日発生の大震災の名称が起稿された時期により「東北地方太平洋沖地震」「東北関東大地震」「東日本大震災」と異なって表現されていた。

まさに、めまぐるしく名称が変わるほどの経験したことのない大災害であり、さらに原発事故が重なり深刻な状況になっている。

今、災害復興に向けて全国民が一丸となっている姿や、被災者・被災地に送られる義援金・支援金の思いの深さ…。

津波・放射能・国を二分する電流の違い等私たちはどれほどの認識を持っていたのだろうか。

災害復興の財源について国民は非常な関心を持ち、考えている。この際、財政・国債・税についても、国民全体が改めて深い認識を持ち、悔いのない展望を図りたいものである。

広報委員会（久保田尚弘・記）